

# 自律的労使関係制度を導入するための地方公務員制度改革2法案の概要

## 地方公務員法等の一部を改正する法律案

地方公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずる。

### 1 自律的労使関係制度の措置

- ① 一般職の地方公務員(団結権を制限される職員等を除く。)への協約締結権の付与に伴い、勤務条件等に関する人事委員会勧告制度を廃止する。
- ② 住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、人事委員会が民間の給与等の実態を調査・把握する。

### 2 消防職員の団結権の制限撤廃

- 消防職員の団結権の制限を撤廃し、**他の職員と同様の扱いとする(協約締結権も付与)。**【今回変更】
- これに伴い、消防職員委員会制度は廃止する(消防組織法の改正)。

### 3 施行日

- 1...公布日から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日
- 2...1の施行日から1年を経過した日

## 地方公務員の労働関係に関する法律案

地方公務員に自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員の労働基本権を拡大することとし、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、労働関係の調整手続等について定める。

### 1 労働組合

労働組合の組織及び認証、組合役員の専従許可、不当労働行為の禁止等について定める。

### 2 団体交渉

団体交渉事項の範囲、団体交渉の当事者及び手続、団体交渉の議事概要の公表等について定める。

### 3 団体協約

団体協約の範囲、団体協約を締結する当局、団体協約の効力等について定める。

### 4 不当労働行為に関する手続

不当労働行為事件の審査手続等に関する事項を定める。

### 5 地方公務員の労働関係の調整手続

地方公共団体の当局と労働組合との間に発生した紛争に関するあっせん、調停及び仲裁の手続を定める。

### 6 施行日

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行日  
※公布日から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日

## 地方公務員法等の一部を改正する法律案の概要

自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の  
所要の措置を講ずる。

### I 自律的労使関係制度の措置に伴う改正

#### 1 協約締結権の付与に伴う人事委員会勧告制度の廃止等

- (1) 一般職の地方公務員（団結権を制限される職員等を除く。）への協約締結権の付与に伴い、勤務条件等に係る地方公共団体の議会及び長に対する人事委員会の勧告制度を廃止する。
- (2) 人事委員会は、給与改定の円滑な実施に資するため、職員及び民間事業の従事者の給与について、随時、他の人事委員会と緊密に連携して調査研究を行い、その結果を公表するものとする。
- (3) 人事委員会の権限のうち、人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見具申及び人事行政の運営に関する勧告について、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲に限定するとともに、職員に対する給与の支払の監理の事務を行わないこととする。
- (4) 人事委員会による人事評価の実施に関する勧告制度を廃止する。
- (5) 団結権が制限される職員の勤務条件については、職務の特殊性及び協約締結権を付与される職員の勤務条件との均衡を考慮して定める。
- (6) 一般職の地方公務員の組織する労働組合の組織等について定めることとしたことに伴い、職員団体の制度を廃止する。

#### 2 消防職員の団結権の制限撤廃

- (1) 消防職員の団結権の制限を撤廃し、他の職員と同様の扱いとする（協約締結権も付与）。（※法施行の一年後から。）
- (2) (1)に伴い、消防職員委員会制度は廃止する（消防組織法の改正）。

#### 3 人事行政の公正の確保

職員に関する人事行政は、全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならないことを地方公務員法に明記する。

#### 4 その他の改正

- (1) 自律的労使関係制度を措置することに伴い、公立学校の職員の労働組合に係る特例を設けるため、教育公務員特例法の改正を行う。
- (2) 都道府県労働委員会が一般職の地方公務員に係る労働組合の認証、不当労働行為事件の審査、あっせん・調停・仲裁等の事務を所掌することに伴い、都道府県労働委員会の委員等について必要な体制を整備するため、労働組合法の改正を行う。
- (3) 中央労働委員会が一定の事務を処理する場合には、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のみが参与することとすることに伴い、地方公営企業等の労働関係に関する法律の改正を行う。
- (4) 自律的労使関係制度を措置することに伴い、地方公務員の労働組合の法人格の取得等に関し、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の改正を行う。

#### **II 施行期日等**

公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、Iの2は、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

## 地方公務員の労働関係に関する法律案の概要

地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与し、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

### I 労働組合

#### 1 労働組合の組織

- (1) 労働組合は、職員（一般職の地方公務員。ただし、（ア）警察職員（施行から一年間は消防職員も。）、（イ）地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等（範囲は都道府県労働委員会が認定して告示する。）、（ウ）地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職地方公務員を除く。）が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体とする。
- (2) 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。
- (3) 管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の労働組合を組織することができない。管理職員等の範囲は都道府県労働委員会が認定して告示する。

#### 2 労働組合の認証

- (1) 労働組合は、申請書に規約を添えて都道府県労働委員会に認証を申請することができる。  
(認証の要件)
  - ・ 労働組合の規約に、名称、主たる事務所、組合員の範囲、役員、会議、投票、経費及び会計等の必要な事項が記載され、会計報告は、公認会計士又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。
  - ・ 規約の作成等重要な行為が組合員全員の過半数で決定されること。
  - ・ 一の地方公共団体に属する職員が全ての組合員の過半数を占めること。
- (2) 都道府県労働委員会は、認証を申請した労働組合が要件に適合するときは、当該労働組合を認証し、その名称、主たる事務所の所在地等を告示しなければならない。
- (3) 認証された労働組合が労働組合でなくなったとき、認証の要件に適合しない事実があったとき等は、都道府県労働委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

### 3 労働組合のための職員の行為の制限

- (1) 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、職員は、任命権者の許可を受けて、認証された労働組合（認証をされていない連合体である労働組合であって、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。）の役員として専従できる（休職者とし無給）。
- (2) 職員は、給与を受けながら、労働組合のためその業務を行い、又は活動してはならない。ただし、認証された労働組合の業務に専ら従事する場合以外の場合であって条例で定める場合には、この限りでない。

## **II 団体交渉**

### 1 団体交渉の範囲

- (1) 地方公共団体の当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。
  - ① 職員の給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
  - ② 職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項
  - ③ 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項
  - ④ ①～③に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項
  - ⑤ 団体交渉の手続その他の労働組合と地方公共団体の当局との間の労使関係に関する事項
- (2) 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

### 2 団体交渉を行う地方公共団体の当局

団体交渉を行うことができる地方公共団体の当局を定める。

(例)

- 勤務条件に関する事項のうち、条例、規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定改廃を要するもの ⇒ 当該事項に係る事務を所掌する地方公共団体の長等
- 勤務条件に関する事項のうち、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の長等の定める規程に基づき地方公共団体の長又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁が定めるもの ⇒ 当該勤務条件を定めることができる地方公共団体の長等又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁

### 3 団体交渉の手續等

- (1) 予備交渉の実施、団体交渉の打切り、勤務時間中の適法な団体交渉の実施等を規定する。
- (2) 職員は、勤務時間中の適法な団体交渉への参加について任命権者の許可を受けなければならない。任命権者は、地方公共団体の行政の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。
- (3) 地方公共団体の当局は、団体交渉の議事の概要を、インターネット等により速やかに公表する。

## **Ⅲ 団体協約**

### 1 団体協約の範囲

認証された労働組合と地方公共団体の当局が団体協約を締結することができる事項は、上記Ⅱの1の(1)のとおりとする。

### 2 団体協約を締結する地方公共団体の当局

- (1) 団体交渉を行う者と同一の者が団体協約を締結する。
- (2) 条例の制定又は改廃を要する事項について地方公共団体の長でない者が団体協約を締結しようとするときは、あらかじめ地方公共団体の長の同意を要する。

### 3 団体協約の効力の発生等

- (1) 認証された労働組合と地方公共団体の当局との間の団体協約は、書面をもって作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。
- (2) 地方公共団体の当局は、団体協約の内容を、インターネット等により速やかに公表する。

### 4 団体協約の締結に伴う実施義務

団体協約の締結によって実施義務を負う者及び実施義務の内容を定める。

(例)

- 勤務条件に関する事項のうち、条例の制定改廃を要する事項について団体協約が締結されたときは、地方公共団体の長に団体協約の内容を適切に反映させた条例の制定又は改廃に係る議案を地方公共団体の議会に付議して、その議決を求めることを義務付ける。

- 勤務条件に関する事項のうち、地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定改廃を要する事項について団体協約が締結されたときは、地方公共団体の長等に団体協約の内容を適切に反映させた地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定改廃を義務付ける。
- 勤務条件に関する事項のうち、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の長等の定める規程に基づき地方公共団体の長又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁が定めるものについて団体協約が締結されたときは、当該勤務条件を定めることができる地方公共団体の長等又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁に団体協約の内容を適切に反映させた勤務条件の決定又は変更を義務付ける。

## 5 団体協約の失効

- (1) 団体協約の内容を反映させるための条例の制定改廃に係る議案が付議された議会の会期中に、当該条例の制定改廃がされなかった場合（閉会中審査に付された場合を除く。）及び団体協約を締結した労働組合の認証が取り消された場合には、団体協約は失効する。
- (2) 団体協約の内容を反映させるための条例の制定改廃に係る議案が、議会において修正されて議決された場合は、条例と抵触する範囲において、団体協約は失効する。

## IV 不当労働行為

### 1 不当労働行為の禁止

労働組合の組合員であること等を理由として職員に対して不利益な取扱いをすること、認証された労働組合との団体交渉を正当な理由がなく拒否すること、労働組合の運営等に対して支配介入・経費援助をすること等の行為を禁止する。

### 2 不当労働行為事件の審査の手続等

- (1) 認証された労働組合、認証された労働組合の組合員である職員等は、労働委員会（中央労働委員会及び都道府県労働委員会）に対し、地方公共団体の当局が不当労働行為の禁止規定に違反した旨の申立てをすることができる。
- (2) 中央労働委員会は、公益委員五人又は国家公務員担当公益委員（重要な事件等の場合は公益委員全員）をもって構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせることができる。
- (3) 都道府県労働委員会は、公益委員全員をもって構成する合議体（重要な事件等の場

合を除き、条例で定めるところにより公益委員五人又は七人をもって構成する合議体も可)に、不当労働行為事件の審査を行わせるものとする。

- (4) 中央労働委員会は、公益を代表する地方調整委員に、調査・審問手続等を行わせることができる。
- (5) 労働委員会は、認定した事実に基づき、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（救済命令等）を発する。また、労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

## V あっせん、調停及び仲裁

### 1 労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁

- (1) 認証された労働組合と地方公共団体の当局（関係当事者）との間に発生した紛争であって団体協約を締結することができる事項に係るものについて、労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設ける。
  - (2) ① あっせんは、あっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから会長が指名するあっせん員又は労働委員会の同意を得て会長が委嘱するあっせん員により行われる。
  - ② 調停は、公益を代表する調停委員（公益委員（中央労働委員会にあっては国家公務員担当公益委員）又は公益を代表する特別調整委員のうちから会長が指名）、地方公共団体の当局を代表する調停委員（使用者委員（中央労働委員会にあっては国家公務員担当使用者委員）又は地方公共団体の当局を代表する特別調整委員のうちから会長が指名）及び職員を代表する調停委員（労働者委員（中央労働委員会にあっては国家公務員担当労働者委員）又は職員を代表する特別調整委員のうちから会長が指名）により組織される調停委員会により行われる。
  - ③ 仲裁は、公益委員（中央労働委員会にあっては国家公務員担当公益委員）又は公益を代表する特別調整委員のうちから会長が指名する三人以上の奇数の仲裁委員により組織される仲裁委員会により行われる。
- (3) あっせんは関係当事者の双方若しくは一方の申請又は労働委員会の決議により、また、調停及び仲裁は関係当事者の双方の同意に基づく申請のほか、関係当事者の一方の申請、労働委員会の職権、地方公共団体の長（地方公共団体の当局が関係当事者の一方である場合に限る。）が公益上特に必要があると認める場合における請求により開始される。

### 2 仲裁裁定の効力

- (1) 仲裁裁定のあったときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期間の定めのない団体協約が締結されたものとみなす。



- (2) 条例、地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定改廃を要する等の内容の仲裁裁定について、団体協約と同様の実施義務を課す。

#### Ⅵ 施行期日等

一部の規定を除いて、地方公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。

地方公務員法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方公務員法の一部改正

一 人事委員会勧告制度の廃止 (第八条、第十四条、第二十三条の四及び第二十六条関係)

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置及び給料表に定める給料額の増減についての地方公共団体の議会及び長に対する勧告の制度を廃止すること。

2 人事評価の実施に関する任命権者に対する勧告の制度を廃止すること。

二 人事委員会の権限 (第八条関係)

1 人事委員会が処理する事務のうち、人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する地方公共団体の議会及び長への意見申出並びに人事行政の運営に関する任命権者への勧告の事務について、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲に限定すること。

2 人事委員会が処理する事務のうち、職員に対する給与の支払の監理の事務を削ること。

3 人事委員会が処理する事務として、営利企業への従事等の制限及び再就職者による依頼等の規制に関する事務を明記すること。

三 人事行政の原則

(第十三条の二関係)

職員に関する人事行政は、全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならないものとする。

四 労働関係に関する制度

(第十四条の二関係)

勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によってこれを定めるものとする。

五 採用試験の目的及び方法

(第二十条関係)

採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならないものとする。

六 職員等の給与についての調査研究等

(第二十六条関係)

人事委員会は、給与改定の円滑な実施に資するため、職員及び民間事業の従事者の給与について、随時、他の人事委員会と緊密に連携して調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

七 本人の意に反する休職の場合

(第二十八条関係)

水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合及び休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして条例で定める場合において定数に欠員がないときは、職員をその意に反して休職することができるとすること。

八 団結権を制限される職員の勤務条件

(第五十二条関係)

団結権を制限される職員の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。

九 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 地方公務員法の一部改正

団結権を制限される職員から消防職員を除くものとする。

(第三十七条関係)

第三 消防組織法の一部改正

第二に伴い、消防職員委員会制度を廃止すること。

(第十七条関係)

## 第四 教育公務員特例法の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、公立学校の職員の労働組合に係る特例を設けることとする等、所要の規定の整備を行うものとする。

(第二十九条等関係)

## 第五 労働組合法の一部改正

都道府県労働委員会が一般職の地方公務員に係る労働組合の認証、不当労働行為事件の審査、あつせん、調停及び仲裁等に関する事務を所掌することに伴い、都道府県労働委員会の委員等について必要な体制を整備するなど所要の規定の整備を行うものとする。

(第十九条の十二等関係)

## 第六 地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正

中央労働委員会が一定の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員の労働関係に関する法律に基づく国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のみが参与するものとするに伴い、所要の規定の整備を行うものとする。

(第十三条の二等関係)

## 第七 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正

自律的労使関係制度を措置することに伴い、定義、職員団体等の法人格の取得及び認証機関等について、所要の規定の整備を行うものとする。 (第二条、第三条、第九条等関係)

#### 第八 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二及び第三の事項は、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日から施行するものとする。 (改正法附則第一条関係)

#### 第九 経過措置

この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定めるものとする。 (改正法附則第二条から第八条まで関係)

#### 第十 関係法律の整備

この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定めるものとする。 (改正法附則第九条関係)

地方公務員法等の一部を改正する法律案

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第十四条」を「第十四条の二」に、「第二十三条の四」を「第二十三条の三」に、「職員団体」を「雑則」に改める。

第一条中「並びに団体」を削る。

第八条第一項第三号中「人事機関」を「職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲において、人事機関」に改め、同項第四号中「人事行政」を「職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲において、人事行政」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第三十八条の規定による営利企業への従事等の制限に関すること。

第八条第一項第七号を次のように改める。

七 第三十八条の二の規定による再就職者による依頼等の規制及び第三十八条の三から第三十八条の五

までの規定による措置に関すること。

第八条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「除く外」を「除くほか」に、「基き」を「基づき」に、「属せしめられた」を「属させられた」に改め、同号を同項第十一号とし、同条第三項中「第六号、第八号及び第十二号」を「第五号から第七号まで及び第十一号」に改め、同条第四項中「第一項第十一号」を「第一項第十号」に改め、同条第六項中「基く」を「基づく」に改め、「書類」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第六十一条第一号において同じ。）」を加え、「その写」を「その写し」に改め、同条第八項中「第一項第九号及び第十号」を「第一項第八号及び第九号」に、「属せしめられた」を「属させられた」に、「基く」を「基づく」に改める。

第九条の二第三項中「第十六条第一号、第二号若しくは第四号」を「第十六条各号」に改め、同条第八項中「第三号又は第四号のいずれか」を「又は第三号」に改め、同条第十二項中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条」に、「及び第三十七条」を「並びに



第三十七条第二項及び第三項」に改める。

第十三条中「第十六条第四号」を「第十六条第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（人事行政の原則）

第十三条の二 職員に関する人事行政は、全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならない。

第十四条第二項を削り、第三章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（労働関係に関する制度）

第十四条の二 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定める。

第十六条中「、条例で定める場合を除くほか」を削り、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二十条第一項中「正確に判定することをもつてその目的とする」を「客観的かつ多角的に判定できるものでなければならない」に改める。

第二十二条中「規則。」の下に「次項、」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定は、職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項及び第二十九条第二項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）その他人事委員会規則で定める場合には、適用しない。
- 第二十二条の二第七項中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。
- 第二十二条の四第六項中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。
- 第二十三条の四を削る。
- 第二十六条を次のように改める。
- （職員等の給与についての調査研究等）

第二十六条 人事委員会は、給与改定の円滑な実施に資するため、職員及び民間事業の従事者の給与について、随時、他の人事委員会と緊密に連携して調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

第二十八条第二項に次の二号を加える。

三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合

四 前三号に該当することにより休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして条例で定める場合において定数に欠員がないとき。

第二十八条第四項中「、条例に特別の定めがある場合を除くほか」を削る。

第二十九条第二項中「当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）を「特別職地方公務員等」に改める。

第三十七条の見出しを「（団結権の制限及び争議行為等の禁止）」に改め、同条第二項を同条第三項と

し、同条第一項中「。又」を「。また」に、「そそのかし」を「唆し」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の「当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第三十九条第四項を削る。

第三章第九節を次のように改める。

#### 第九節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)

第五十二条 第三十七条第一項に規定する職員の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。

第五十三条から第五十六条まで 削除

第五十八条第一項中「昭和二十四年法律第百七十四号」の下に「。第十九条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十六条、第二十七条の二十二から第二十七条の二十六まで、第二十九条及び第三十条

の規定を除く。」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第六十一条第四号中「第三十七条第一項前段」を「第三十七条第二項前段」に改める。

附則第二十項（見出しを含む。）を削り、附則第二十一項を附則第二十項とし、同項の前に見出しとして「（定年の特例）」を付する。

附則第二十二項を附則第二十一項とし、附則第二十三項を附則第二十二項とし、同項の前に見出しとして「（任用及び給与に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認）」を付する。

附則第二十四項を附則第二十三項とし、附則第二十五項中「附則第二十三項」を「附則第二十二項」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第二十六項に見出しとして「（不利益処分に関する説明書の交付の特例）」を付し、同項を附則第二十五項とする。

第二条 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「及び消防職員」を削る。

（消防組織法の一部改正）

第三条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

（教育公務員特例法の一部改正）

第四条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「職員団体」を「労働組合」に改める。

第十二条第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「地方公務員法第二十二条」を「地方公務員法第二十二条第一項」に、「同法第二十二条」を「同法第二十二条第一項」に改める。

第十九条中「第三十七条及び」を「第三十七条第二項及び第三項並びに」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 労働組合

第二十九条 地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第五条の規定の適用（同条

の規定による労働組合の認証のうち都道府県に係るものに係る適用に限る。）については、当該都道府県が設置する学校の職員又は当該都道府県内の県費負担教職員が全ての組合員の過半数を占める同法第 二条第二号に規定する労働組合（当該都道府県が設置する学校の職員が全ての組合員の過半数を占めるものを除く。）は、当該都道府県に属する職員が全ての組合員の過半数を占める同号に規定する労働組合とみなす。

（労働組合法の一部改正）

第五条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「最高裁判所又は」を「最高裁判所、」に改め、「第十九条の十第一項において同じ。」の下に「、地方公共団体の長等（地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）

第四条第三項に規定する地方公共団体の長等をいう。第十九条の十二第三項において同じ。）、地方公営企業（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業をいう。以下この項、第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する

特定地方独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。」を加え、「は労働組合又は」を「は労働組合、」に改め、こに規定する認証された労働組合」の下に「又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合」を加え、「同条第七項」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項」に、「認証された労働組合又は」を「認証された労働組合、」に改め、「加入する労働組合」の下に「、地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合又は地方公営企業の地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号に規定する職員（第十九条の十第一項において「地方公営企業職員」という。）若しくは特定地方独立行政法人の同号に規定する職員（同項において「特定地方独立行政法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合」を加える。

第十九条の十第一項中「との間に発生した紛争」の下に「、地方公務員の労働関係に関する法律第三十条に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて同法第十二条第一項の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、地方公営企業とその地方公営企業職員との間に発生した紛争、特定地方独立行政法人とその特定地方独立行政法人職員との間に発生した紛争」を加え、「第二十四条の二



第五項若しくは」を「第二十四条の二第五項、」に改め、「第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）」の下に「若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第二十条」を加える。

第十九条の十二第二項中「各十三人」を「各十五人、各十三人」に改め、同項ただし書中「各二人」の下に「以上の偶数の人数」を加え、同条第三項中「使用者団体」の下に「、地方公共団体の長等、地方公営企業又は特定地方独立行政法人」を、「労働組合」の下に「又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合」を、「同意を」の下に「得た者のうちから都道府県の議会の同意を」を加え、同条第四項中「別表の上欄に掲げる公益委員の数（第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数」を「公益委員の定数から一を減じた数の二分の一」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、公益委員のうちその定数から三を減じた数の二分の一の者が既に属している政党に新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。

第十九条の十二第六項中「第十九条の三第六項、」を「第十九条の三第三項、第四項及び第六項、」に、

「第十九条の三第六項ただし書」を「第十九条の三第三項中「国会」とあるのは「都道府県の議会」と、「衆議院の解散」とあるのは「解散」と、「両議院の」とあるのは「その」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「前項」とあるのは「第十九条の十二第三項」と、「厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている」とあるのは「使用者委員及び労働者委員の同意を得た」と、同条第四項中「国会で両議院の」とあるのは「議会でその」と、「両議院」とあるのは「議会」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項ただし書に改め、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては」を削り、「都道府県労働委員会」を「都道府県の議会」に改め、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会の委員」とを削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、公益委員のうちその定数から一を減じた数の二分の一以上の者が同一の政党に属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に属する者が公益委員の定数から三を減じた数の二分の一になるように、都道府県の議会の同意を得て、公益委員を罷免するも

のとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

第二十七条の二十三第一項中「同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員」を「地方公務員の労働関係に関する法律第六条第二項又は第十九条第三項の規定により公益委員」に改める。

別表を削る。

(地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正)

第六条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「定の」を「定め」に、「第九条」を「第八条の三から第十二条まで、第十五条」に改め、「第十八条」の下に「、第二十一条」を、「第三十条」の下に「、第三十一条の二、第三十一条の五」を加える。

第六条第三項中「もつぱら」を「専ら」に、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体」を「地方公務員の労働関係に関する法律(令和五年法律第 号)第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合」に、「こ

える」を「超える」に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

(中央労働委員会における事務の処理)

第十三条の二 中央労働委員会が次条第一項、第十四条第三号及び第四号並びに第十五条第三号の労働委員会の決議、次条第二項の労働委員会の同意その他政令で定める労働委員会の事務を処理する場合には、

これらの事務の処理には、国家公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第六条第一

項に規定する国家公務員担当公益委員（第十四条の二及び第十五条の二において「国家公務員担当公益委員」という。）、同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員（第十四条の二及び第十

五条の三において「国家公務員担当使用者委員」という。）及び同項に規定する国家公務員担当労働者

委員（第十四条の二及び第十五条の三において「国家公務員担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(あつせんの実施等)

第十三条の三 労働委員会は、地方公営企業等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の

双方若しくは一方の申請又は労働委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、労働委員会の会長が地方公務員の労働関係に関する法律第三十六条第一項に規定する名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は労働委員会の同意を得て労働委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第十四条の次に次の一条を加える。

(調停委員の指名)

第十四条の二 公益を代表する調停委員は労働委員会の公益を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員)又は特別調整委員のうちから、地方公営企業等を代表する調停委員は労働委員会の使用者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員)又は特別調整

委員のうちから、職員を代表する調停委員は労働委員会の労働者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員）又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

2 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適當でないと認める場合は、この限りでない。

第十五条の次に次の二条を加える。

（仲裁委員の指名）

第十五条の二 仲裁委員は、労働委員会の公益を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員）又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

（労使委員等の意見陳述）

第十五条の三 関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員）又は特別調整委員及び労働委員会の労働者を代表する委員（中

中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員）又は特別調整委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席し、意見を述べることができる。

附則第五項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

附則第六項を次のように改める。

6 前項の場合において、労働組合法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「若しくは特定地方独立行政法人」とあるのは、「特定地方独立行政法人」と、「特定地方独立行政法人職員」という。）とあるのは「特定地方独立行政法人職員」という。）若しくは同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員」とする。

附則第七項から第九項までを削る。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第七条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律

目次中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に、「法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合」に改める。

第一条中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改める。

第二条第一項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改め、「とは、」の下に「公務員労働組合（」を加え、「、地方公務員職員団体」を「及び地方公務員労働組合をいう。以下同じ。）」に改め、同条第

三項中「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体」を「地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合」に改め、同条第四項第一号中「地方公務員職員団体」

を「地方公務員労働組合」に改め、同項第二号中「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に、「地方公務員法第五十二条第一項」を「地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号」に改め、同条第五項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体」を「公務員労働組合」に、「法人である登録職員団体等」と総称する」を「申出法人



である公務員労働組合」という」に、「職員団体等」を「公務員労働組合等」に、「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 公務員労働組合等に対する法人格の付与

第三条第一項中「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体」を「公務員労働組合」に改め、同項第一号中「労働組合」を「国家公務員労働組合」に改め、同項第二号中「地方公務員法第五十三条」を「地方公務員の労働関係に関する法律第五条」に、「登録された職員団体」を「認証された地方公務員労働組合」に、「登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会」を「認証をした都道府県労働委員会」に改め、同条第二項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に、「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体」を「公務員労働組合」に、「第十条」を「第十条の二」に改める。

第四条中「職員団体等は、命令（第九条第一項第一号又は第四号の職員団体等に係る事項については、中央労働委員会規則とする。以下同じ。）を「公務員労働組合等は、中央労働委員会規則」に改める。

第五条中「命令」を「中央労働委員会規則」に、「当該職員団体等」を「当該公務員労働組合等」に改

め、同条第二号中「が、すべて」を「が、全て」に改め、同号ただし書中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第六条中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改める。

第七条中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に、「命令」を「中央労働委員会規則」に改める。

第八条第一項中「命令」を「中央労働委員会規則」に改め、同項第一号中「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に改め、同項第四号及び第六号並びに同条第二項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改める。

第九条第一項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改め、同項第二号中「一の」の下に「都道府県内の」を加え、「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に、「地方公共団体の人事委員会又は公平委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同項第三号中「地方公務員職員団体」を「地方公務員労働組合」に、「人事委員会又は公平委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同項第五号中「人事委員会又は公平委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同条第三項中「中央労働委員会」を「中央労働委員会及び都道府県労働委員会」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項

の次に次の一項を加える。

3 都道府県労働委員会は、公益を代表する委員の全員をもつて構成する合議体に、第一項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて都道府県労働委員会の処分とする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益を代表する委員五人又は七人をもつて構成する合議体に、当該事務の処理を行わせることができる。

第十条第一項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(中央労働委員会による再審査)

第十条の二 中央労働委員会は、第五条、第六条及び第八条の規定による都道府県労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができる。この再審査は、都道府県労働委員会の処分の当事者である公務員労働組合等の申立てに基づいて、又は職権で、行うものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により再審査を行う中央労働委員会について準用する。

第十一条から第十三条までの規定中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第十四条の見出し中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十七条、第十八条、第十九条第一号、第二十条及び第二十一条第一項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第二十三条の見出し中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十六条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第二十七条の見出し及び同条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条第三号中「第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、「含む。」の下に「又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項」を加え、同条第四号を削り、同条第五号中「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員

労働組合等」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第二十八条の見出し及び同条第一項、第二十九条（見出しを含む）、第三十条、第三十五条、第三十六条の見出し及び同条第一項から第三項まで、第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第三十九条中「登録認証機関（法人である登録職員団体等）」を「認証等機関（申出法人である公務員労働組合）」に、「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改める。

第四十条、第四十二条及び第四十四条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第四十五条（見出しを含む。）中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改める。

第四十六条第一項中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、同条第二項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第四十七条第一項中「法人である職員団体等の主たる事務所」を「法人である公務員労働組合等の主たる事務所」に改め、同項第四号中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、同項第五号中「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改め、同項第六号及び同条第二項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第四十八条及び第四十九条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第五十条中「登録認証機関」を「認証等機関」に改める。

第五十一条の見出しを「（公務員労働組合等登記簿）」に改め、同条中「職員団体等登記簿」を「公務員労働組合等登記簿」に改める。

第五十二条第一項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に、「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改め、同条第二項中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合」に改め、同項第二号中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、同項第三号中「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改める。

第五十四条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

第五十五条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合への移行

第五十六条第一項中「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改め、「の規定により認証されたとき」を削り、「地方公務員法第五十三条」を「地方公務員の労働関係に関する法律第五条」に、「登録された」を「認証された」に改め、「又は登録」を削り、「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、同条第二項中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、「の規定による認証」を削り、「地方公務員法第五十三条の規定による登録」を「地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定による認証」に改め、同条第三項及び第四項中「法人である登録職員団体等」を「申出法人である公務員労働組合」に、「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改める。

第五十七条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第八条及び第九条の規定 公布の日

二 第二条及び第三条の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過した日

### (地方公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に地方公務員法第二十一条第一項の規定により作成された採用候補者名簿であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものがある場合には、当該名簿に記載されている者は、第一条の規定による改正後の地方公務員法（次項において「新地方公務員法」という。）第二十条第一項に規定する標準職務遂行能力及び適性を有するものとみなす。



2 施行日前に地方公務員法第二十一条の四第四項において準用する同法第二十一条第一項の規定により作成された昇任候補者名簿であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものがある場合には、当該名簿に記載されている者は、地方公務員法第二十一条の四第四項において準用する新地方公務員法第二十条第一項に規定する標準職務遂行能力及び適性を有するものとみなす。

(労働組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日の前日において都道府県労働委員会の委員である者の任期は、第五条の規定による改正前の労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の五第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 第五条の規定による改正後の労働組合法第十九条の十二第三項の規定による都道府県労働委員会の委員の任命のために必要な行為は、同項の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

この場合において、労働組合法第十九条第一項に規定する労働者委員の推薦は、同法第二条に規定する労働組合又は第一条の規定による改正前の地方公務員法（次条において「旧地方公務員法」という。）第五十三条の規定により登録を受けた職員団体が行うものとする。

（地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 旧地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する登録を受けた職員団体の業務に専ら従事した期間は、第六条の規定による改正後の地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条の規定の適用については、地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に存する第七条の規定による改正前の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（第三項において「旧法人格付与法」という。）第二条第五項に規定する法人である職員団体等であつて、同条第三項に規定する地方公務員職員団体であるもの及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第三項に規定する地方公務員職員団体を含むものは、施行日において、第七条の規定による改正後の公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（以下この条において「新法人格付与法」という。）第二条第五項に規定する法人である公務員労働組合等となり、同一性をもって存続す

るものとする。

2 新法人格付与法第二条第五項に規定する法人である公務員労働組合等について、地方公務員の労働関係に関する法律附則第四条第三項の規定により認証がその効力を失った場合（同法附則第三条の規定による申請に対し当該法人である公務員労働組合等が認証されたときを除く。）は、新法人格付与法第二十七条の規定の適用については、同条第三号に掲げる事由に該当するものとみなす。

3 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧法人格付与法第三条第三項に規定する地方公務員職員団体及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第三項に規定する地方公務員職員を含むものに係る職員団体等登記簿は、新法人格付与法第二条第三項に規定する地方公務員労働組合及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第三項に規定する地方公務員労働組合を含むものに係る公務員労働組合等登記簿とみなす。

（処分等の効力）

第六条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又は

すべき処分、手続、通知その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の規定に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（関係法律の整備）

第九条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

## 理由

地方公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎地方公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）【第一条関係】	一
○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）【第二条関係】	二三
○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）【第三条関係】	二四
○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）【第四条関係】	二五
○労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）【第五条関係】	二八
○地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）（抄）【第六条関係】	三五
○職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）【第七条関係】	四一



◎地方公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節 通則（第十三条―第十四条の二）</p> <p>第二節 〔略〕</p> <p>第三節 人事評価（第二十三条―第二十三条の三）</p> <p>第四節～第八節 〔略〕</p> <p>第九節 雑則（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第四章・第五章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節 通則（第十三条・第十四条）</p> <p>第二節 〔略〕</p> <p>第三節 人事評価（第二十三条―第二十三条の四）</p> <p>第四節～第八節 〔略〕</p> <p>第九節 職員団体（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第四章・第五章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨</p>



することを目的とする。

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

一・二 〔略〕

三 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲において、人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

四 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲において、人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

〔削る〕

五 〔略〕

六 第三十八条の規定による営利企業への従事等の制限に関すること。

七 第三十八条の二の規定による再就職者による依頼等の規制及び第三十八条の三から第三十八条の五までの規定による措置に関すること。

〔削る〕

の実現に資することを目的とする。

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

一・二 〔略〕

三 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

四 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。

六 〔略〕

〔新設〕

七 削除

八 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。

八〇十 〔略〕

十一 前各号に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属させられた事務

2 〔略〕

3 人事委員会は、第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事務で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、第一項第十号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

5 〔略〕

6 人事委員会又は公平委員会は、法律又は条例に基づくその権限の行使に必要があるときは、証人を喚問し、又は書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第六十一条第一号において同じ。）若しくはその写しの提出を求めることができる。

7 〔略〕

8 第一項第八号及び第九号又は第二項第一号及び第二号の規定により人事委員会又は公平委員会に属させられた権限に基づく人事

九〇十一 〔略〕

十二 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

2 〔略〕

3 人事委員会は、第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第十二号に掲げる事務で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、第一項第十一号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

5 〔略〕

6 人事委員会又は公平委員会は、法律又は条例に基づくその権限の行使に必要があるときは、証人を喚問し、又は書類若しくはその写の提出を求めることができる。

7 〔略〕

8 第一項第九号及び第十号又は第二項第一号及び第二号の規定により人事委員会又は公平委員会に属せしめられた権限に基づく人事

委員会又は公平委員会の決定（判定を含む。）及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める手続により、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

9 〔略〕

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第九条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 第十六条各号のいずれかに該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 5 7 〔略〕

8 委員は、第十六条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その職を失う。

9 11 〔略〕

12 第三十条から第三十六条まで、第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第三十条から第三十四条まで、第三十六条並びに第三十七条第二項及び第三項の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

委員会又は公平委員会の決定（判定を含む。）及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める手続により、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

9 〔略〕

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第九条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 5 7 〔略〕

8 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

9 11 〔略〕

12 第三十条から第三十八条までの規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

(平等取扱いの原則)

第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第三号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(人事行政の原則)

第十三条の二 職員に関する人事行政は、全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならない。

(情勢適応の原則)

第十四条 [略]

[削る]

(労働関係に関する制度)

第十四条の二 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定める。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となり、又は

(平等取扱いの原則)

第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第四号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

[新設]

(情勢適応の原則)

第十四条 [略]

2| 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

[新設]

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合

競争試験若しくは選考を受けることができない。

一・二 〔略〕

〔削る〕

三 〔略〕

（採用試験の目的及び方法）

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならない。

2 〔略〕

（条件付採用）

第二十二条 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。次項、第二十二

を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一・二 〔略〕

三 人事委員会又は公平委員会の職員にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 〔略〕

（採用試験の目的及び方法）

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 〔略〕

（条件付採用）

第二十二条 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。第二十二

第一項及び第二十二條の五第一項において同じ。）で定めるところ

ところにより、条件付採用の期間を一年を超えない範囲内で延長することができる。

2| 前項の規定は、職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他の業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項及び第二十九条第二項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）その他人事委員会規則で定める場合には、適用しない。

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 〔略〕

2 6 〔略〕

7 会計年度任用職員に対する前条第一項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「二月」とする。

により、条件付採用の期間を一年を超えない範囲内で延長することができる。

〔新設〕

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 〔略〕

2 6 〔略〕

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「二月」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第二十二條の四 [略]

2 5 [略]

6 第一項の規定による採用については、第二十二條第一項の規定は、適用しない。

[削る]

(職員等の給与についての調査研究等)

第二十六條 人事委員会は、給与改定の円滑な実施に資するため、

職員及び民間事業の従事者の給与について、随時、他の人事委員会と緊密に連携して調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(降任、免職、休職等)

第二十八條 [略]

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第二十二條の四 [略]

2 5 [略]

6 第一項の規定による採用については、第二十二條の規定は、適用しない。

(人事評価に関する勧告)

第二十三條の四 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができる。

(給料表に関する報告及び勧告)

第二十六條 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(降任、免職、休職等)

第二十八條 [略]

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、

その意に反して、これを休職することができる。

一・二 〔略〕

三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合

四 前三号に該当することにより休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして条例で定める場合において定数に欠員がないとき。

3 〔略〕

4 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

（懲戒）

第二十九条 〔略〕

2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続きいて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続きいて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項に

その意に反して、これを休職することができる。

一・二 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

3 〔略〕

4 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

（懲戒）

第二十九条 〔略〕

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものを使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職



において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3・4 [略]

(団結権の制限及び争議行為等の禁止)

第三十七条 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に對して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。また、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀

地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3・4 [略]

(争議行為等の禁止)

第三十七条 [新設]

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に對して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、

し、唆し、若しくはあおつてはならない。

3| [略]

(研修)

第三十九条 [略]

2・3 [略]

[削る]

第九節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)

第五十二条 第三十七条第一項に規定する職員の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。

そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2| [略]

(研修)

第三十九条 [略]

2・3 [略]

4| 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

第九節 職員団体

(職員団体)

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2| 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

3| 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その

他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4| 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5| 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第五十三条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

2| 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

一| 名称

第五十三条から第五十六条まで 削除

- 
- 二 目的及び業務
  - 三 主たる事務所の所在地
  - 四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
  - 五 理事その他の役員に関する規定
  - 六 第三項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
  - 七 経費及び会計に関する規定
  - 八 他の職員団体との連合に関する規定
  - 九 規約の変更に関する規定
  - 十 解散に関する規定
- 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつ
-

て決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

- 4| 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていないことを妨げない。

- 5| 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

- 6| 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない

事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

7| 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

8| 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

9| 登録を受けた職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

10| 登録を受けた職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

第五十四条 削除

## (交渉)

第五十五条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。

4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。

5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体とその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間に行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、

役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

7| 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができ。

8| 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。

9| 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい、触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。

10| 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

11| 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事すること



- ができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつばら従事する場合は、この限りでない。
- 2| 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 3| 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。
- 4| 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
- 5| 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
- 6| 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。第十九条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十六条、第二十七条の二十二から第二十七条の二十六まで、第二十九条及び第三十条の規定を除く。）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。

2 5 [略]

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 [略]

四 何人たるを問わず、第三十七条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行

(不利益取扱の禁止)

第五十六条 職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。

2 5 [略]

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 [略]

四 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行

為を企てた者

五 〔略〕

附 則

〔削る〕

〔定年の特例〕

20| 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十八条の六第二項の条例で定める定年に関しては、国の職員につき定められている当該期間における定年に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。

21| 第二十八条の六第三項の規定に基づき地方公共団体における当該職員の定年について条例で別の定めをしている場合には、令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における当該

為を企てた者

五 〔略〕

附 則

〔職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例〕

20| 第五十五条の二の規定の適用については、職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」とする。

21| 〔略〕

22| 〔略〕

定年に関し、条例で特例を定めることができる。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

(任用及び給与に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認)

22 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他この項の規定による情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員を除く。以下この項において同じ。）が条例で定める年齢に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員にあつては、条例で定める期間）において、当該職員に対し、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

23 前項の情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員は、国家公務員法附則第九条に規定する情報の提供及び意思の確認を行わない職員を基準として定めるものとする。

23  
〔略〕

24  
〔略〕

24 附則第二十二項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法附則第九条に規定する年齢を基準として定めるものとする。

(不利益処分に関する説明書の交付の特例)

25 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置により降給をする場合における第四十九条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は他の職への降任等に伴い降給をする場合」とあるのは、「他の職への降任等に伴い降給をする場合又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置により降給をする場合」とする。

25 附則第二十三項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法附則第九条に規定する年齢を基準として定めるものとする。

26 〔略〕

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（団結権の制限及び争議行為等の禁止）</p> <p>第三十七条 警察職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>（団結権の制限及び争議行為等の禁止）</p> <p>第三十七条 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>第十七条 削除</p>	<p>(消防職員委員会)</p> <p>第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。</p> <p>一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。</p> <p>二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。</p> <p>三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。</p> <p>2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。</p> <p>3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 [略]</p> <p>第六章 労働組合（第二十九条）</p> <p>第七章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（条件付任用）</p> <p>第十二条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法<u>第二十二</u><u>条</u>第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）<u>第四十条</u>に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で地方公務員法<u>第二十二</u><u>条</u>第一項（同法<u>第二十二</u><u>条</u>の二第七項及び前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 [略]</p> <p>第六章 職員団体（第二十九条）</p> <p>第七章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（条件付任用）</p> <p>第十二条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法<u>第二十二</u><u>条</u>に規定する採用については、同条中「六月」とあるのは「一年」として同条の規定を適用する。</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）<u>第四十条</u>に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で地方公務員法<u>第二十二</u><u>条</u>（同法<u>第二十二</u><u>条</u>の二第七項及び前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任</p>



その任用については、同法第二十二條第一項の規定は適用しない。

(大学の学長、教員及び部局長の服務)

第十九條 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十條の根本基準の実施に關し必要な事項は、前條第一項並びに同法第三十一條から第三十五條まで、第三十七條第二項及び第三項並びに第三十八條に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

## 第六章 労働組合

第二十九條 地方公務員の労働關係に關する法律(令和五年法律第

号)第五條の規定の適用(同條の規定による労働組合の認証のうち都道府県に係るものに係る適用に限る。)については、当該都道府県が設置する学校の職員又は当該都道府県内の県費負担教職員が全ての組合員の過半数を占める同法第二條第二号に規定する労働組合(当該都道府県が設置する学校の職員が全ての組合員の過半数を占めるものを除く。)は、当該都道府県に属する職員が全ての組合員の過半数を占める同号に規定する労働組合とみなす。

用については、同法第二十二條の規定は適用しない。

(大学の学長、教員及び部局長の服務)

第十九條 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十條の根本基準の実施に關し必要な事項は、前條第一項並びに同法第三十一條から第三十五條まで、第三十七條及び第三十八條に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

## 第六章 職員団体

(公立学校の職員の職員団体)

第二十九條 地方公務員法第五十三條及び第五十四條並びに地方公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第七十一号)附則第二條の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二條第一項に規定する職員団体(当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。)は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2| 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲

戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

改正案

現行

<p>（委員の任命等） 第十九条の三〔略〕</p>	<p>（委員の任命等） 第十九条の三〔略〕</p>
<p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。）、<u>最高裁判所</u>、<u>行政執行法人</u>（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））<u>第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。</u>以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。）、<u>地方公共団体の長等</u>（地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第<u>号</u>）<u>第四条第三項に規定する地方公共団体の長等をいう。</u>第十<u>号</u>）<u>九条の十二第三項において同じ。</u>）、<u>地方公営企業</u>（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）<u>第三条第一号に規定する地方公営企業をいう。</u>以下この項、<u>第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。</u>）又は<u>特定地方独立行政法人</u>（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。</u>以下この項、<u>第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。</u>）の推薦）に基づいて、<u>労働者委員は労働組合、国家公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第<u>号</u>）<u>第五条第</u></u></p>	<p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。）、<u>最高裁判所又は行政執行法人</u>（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））<u>第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。</u>以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、<u>労働者委員は労働組合又は国家公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第<u>号</u>）<u>第五条第七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。</u>以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合の推薦（労働者委員のうち七人については、<u>同条第七項に規定する認証された労働組合又は行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）<u>第二条第二号に規定する職員（以下この章において「行政執行法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦）</u>に基づいて、<u>公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を</u></u></u></p>

七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合の推薦（労働者委員のうち七人については、国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「行政執行法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合、地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合又は地方公営企業の地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号に規定する職員（第十九条の十第一項において「地方公営企業職員」という。）若しくは特定地方独立行政法人の同号に規定する職員（同項において「特定地方独立行政法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3～6 [略]

（地方調整委員）

得て、内閣総理大臣が任命する。

3～6 [略]

（地方調整委員）

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、行政執行法人とその行政執行法人職員との間に発生した紛争、地方公務員の労働関係に関する法律第三十三条に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて同法第十二条第一項の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、地方公営企業とその地方公営企業職員との間に発生した紛争、特定地方独立行政法人とその特定地方独立行政法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項、国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第二十条の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 〔略〕

（都道府県労働委員会）

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、行政執行法人とその行政執行法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 〔略〕

（都道府県労働委員会）

第十九条の十二 〔略〕

2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人、各十三人、各十一人、各九人、各七人又は各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人以上の偶数の人数を加えた数のものをもつて組織することができる。

3 使用者委員は使用者団体、地方公共団体の長等、地方公営企業又は特定地方独立行政法人の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得た者のうちから都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における公益委員の定数から一を減じた数の二分の一以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 都道府県知事は、公益委員のうちその定数から三を減じた数の二分の一の者が既に属している政党に新たに属するに至つた公益

第十九条の十二 〔略〕

2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人、各十一人、各九人、各七人又は各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人を加えた数のものをもつて組織することができる。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における別表の上欄に掲げる公益委員の数（第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

委員を直ちに罷免するものとする。

6| 都道府県知事は、公益委員のうちその定数から一を減じた数の二分の一以上の者が同一の政党に属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に属する者が公益委員の定数から三を減じた数の二分の一になるように、都道府県の議会の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

7| 第十九条の二第四項、第十九条の三第三項、第四項及び第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第三項中「国会」とあるのは「都道府県の議会」と、「衆議院の解散」とあるのは「解散」と、「両議院の」とあるのは「その」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「前項」とあるのは「第十九条の十二第三項」と、「厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている」とあるのは「使用者委員及び労働者委員の同意を得た」と、同条第四項中「国会で両議院の」とあるのは「議会でその」と、「両議院」とあるのは「議会」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項た

〔新設〕

6| 第十九条の二第四項、第十九条の三第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第六項ただし書中「三人以内は」とあるのは「二人以内は、条例で定めるところにより」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「都道府県労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会の委員」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

だし書中「三人以内は」とあるのは「二人以内は、条例で定めるところにより」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院」とあるのは「都道府県の議会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(抗告訴訟の取扱い等)

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び地方公務員の労働関係に関する法律第六条第二項又は第十九条第三項の規定により公益委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

2 [略]

[削る]

(抗告訴訟の取扱い等)

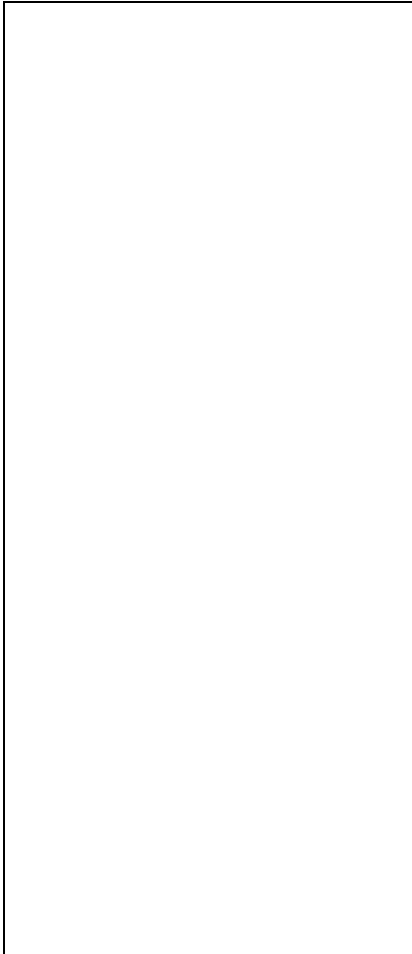
第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

2 [略]

別表（第十九条の十二関係）

十五人	七人
-----	----





五人	七人	九人	十一人	十三人
二人	三人	四人	五人	六人

改正案 現行

<p>（他の法律との関係）</p> <p>第四条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条及び第十八条の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第八条の三から第十二条まで、第十五条、第十八条、第二十一条、第二十六条第四項、第三十条、第三十一条の二、第三十一条の五及び第三十五条の二から第四十二条までの規定を除く。）の定めるところによる。</p>	<p>（他の法律との関係）</p> <p>第四条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条及び第十八条の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第九条、第十八条、第二十六条第四項、第三十条及び第三十五条の二から第四十二条までの規定を除く。）の定めるところによる。</p>
<p>（組合のための職員の行為の制限）</p> <p>第六条 〔略〕</p>	<p>（組合のための職員の行為の制限）</p> <p>第六条 〔略〕</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を越えることができない。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつばら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつばら従事したことがある職員については、五年からそのもつばら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。</p>

4・5 [略]

(中央労働委員会における事務の処理)

第十三条の二 中央労働委員会が次条第一項、第十四条第三号及び第四号並びに第十五条第三号の労働委員会の決議、次条第二項の労働委員会の同意その他政令で定める労働委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員（第十四条の二及び第十五条の二において「国家公務員担当公益委員」という。）、同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員（第十四条の二及び第十五条の三において「国家公務員担当使用者委員」という。）及び同項に規定する国家公務員担当労働者委員（第十四条の二及び第十五条の三において「国家公務員担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(あつせんの実施等)

第十三条の三 労働委員会は、地方公営企業等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は労働委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

4・5 [略]

[新設]

[新設]

2| 前項のあつせんは、労働委員会の会長が地方公務員の労働関係に関する法律第三十六条第一項に規定する名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は労働委員会の同意を得て労働委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3| 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(調停委員の指名)

第十四条の二 公益を代表する調停委員は労働委員会の公益を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員)又は特別調整委員のうちから、地方公営企業等を代表する調停委員は労働委員会の使用者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員)又は特別調整委員のうちから、職員を代表する調停委員は労働委員会の労働者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員)又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

[新設]

2| 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないとする場合は、この限りでない。

(仲裁委員の指名)

第十五条の二 仲裁委員は、労働委員会の公益を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員）又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

(労使委員等の意見陳述)

第十五条の三 関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員）又は特別調整委員及び労働委員会の労働者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員）又は特別調整委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席し、意見を述べることができる。

附則

[新設]

[新設]

附則

5 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のもに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第十七条を除く。）並びに地方公営企業法第三十八条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第五項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

6 前項の場合において、労働組合法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「若しくは特定地方独立行政法人」とあるのは「特定地方独立行政法人」と、「特定地方独立行政法人職員」とあるのは「特定地方独立行政法人職員」という。）とあるのは「特定地方独立行政法人職員」という。）若しくは同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員」とする。

〔削る〕

5 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のもに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第十七条を除く。）並びに地方公営企業法第三十八条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第五項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

6 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

7 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

8 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

〔削る〕

9|

〔略〕 地方公務員法の一部を次のように改正する。〔略〕

改正案

現行

<p>公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 公務員労働組合等に対する法人格の付与</p> <p>第一節 第三節 〔略〕</p> <p>第三章 雑則</p> <p>第一節 〔略〕</p> <p>第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合への移行（第五十六条）</p> <p>第四章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公務員労働組合等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、公務員労働組合等に法律上の能力を与えることを目的とする。</p> <p>（定義）</p>	<p>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 職員団体等に対する法人格の付与</p> <p>第一節 第三節 〔略〕</p> <p>第三章 雑則</p> <p>第一節 〔略〕</p> <p>第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体等への移行（第五十六条）</p> <p>第四章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、職員団体等に法律上の能力を与えることを目的とする。</p> <p>（定義）</p>
---	--



第二条 この法律において「公務員労働組合等」とは、公務員労働組合（国家公務員労働組合及び地方公務員労働組合をいう。以下同じ。）及び混合連合団体をいう。

2 [略]

3 この法律において「地方公務員労働組合」とは、地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合をいう。

4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合の連合団体（国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合であるものを除く。）

二 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員労働組合、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。

2 [略]

3 この法律において「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体をいう。

4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体の連合団体（国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体であるものを除く。）

二 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

5 この法律において「法人である公務員労働組合等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた公務員労働組合（以下「申出法人である公務員労働組合」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた公務員労働組合等（以下「登記法人である公務員労働組合等」という。）をいう。

## 第二章 公務員労働組合等に対する法人格の付与

### （法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる公務員労働組合は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができ

る。

- 一 国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証された国家公務員労働組合 中央労働委員会

- 二 地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定により認証された地方公務員労働組合 当該認証をした都道府県労働委員会

2 公務員労働組合等（前項各号に掲げる公務員労働組合を除く。次条から第十条の二までにおいて同じ。）で、規約について認証機

5 この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体（以下「法人である登録職員団体等」と総称する。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等」という。）をいう。

## 第二章 職員団体等に対する法人格の付与

### （法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができ

る。

- 一 国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証された労働組合 中央労働委員会

- 二 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

2 職員団体等（前項各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。）で、規

関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする公務員労働組合等は、中央労働委員会規則で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該規約を認証し、当該公務員労働組合等にその旨を通知しなければならない。

一 [略]

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない公務員労働組合等で全国的規模をもつもの又は連合団体である公

約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令(第九条第一項第一号又は第四号の職員団体等に係る事項については、中央労働委員会規則とする。以下同じ。)で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。

一 [略]

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団

務員労働組合等にあつては、全ての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員を選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。

### 三 〔略〕

#### （認証の拒否）

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該公務員労働組合等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。

#### （規約の変更の届出）

第七条 公務員労働組合等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員を選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。

### 三 〔略〕

#### （認証の拒否）

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。

#### （規約の変更の届出）

第七条 職員団体等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

## (認証の取消し)

第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、中央労働委員会規則で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二・三 [略]

四 その他当該公務員労働組合等が公務員労働組合等でなくなつたとき。

五 [略]

六 当該公務員労働組合等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該公務員労働組合等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 [略]

## (認証機関)

## (認証の取消し)

第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二・三 [略]

四 その他当該職員団体が職員団体等でなくなつたとき。

五 [略]

六 当該職員団体等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 [略]

## (認証機関)

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる公務員労働組合等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 〔略〕

二 一の都道府県内の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員労働組合 当該都道府県労働委員会

三 前号の地方公務員労働組合以外の地方公務員労働組合 政令で定める都道府県労働委員会

四 〔略〕

五 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める都道府県労働委員会

2 〔略〕

3 都道府県労働委員会は、公益を代表する委員の全員をもつて構成する合議体に、第一項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて都道府県労働委員会の処分とする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益を代表する委員五人又は七人をもつて構成する合議体に、当該事務の処理を行わせることができる。

4 中央労働委員会及び都道府県労働委員会は、前二項の規定によ

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 〔略〕

二 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

三 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

四 〔略〕

五 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

2 〔略〕

〔新設〕

3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第

る事務の処理について、第五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

(報告、協力等)

第十条 認証機関は、公務員労働組合等に対し、当該公務員労働組合等に係るこの法律の規定に基づく事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 [略]

(中央労働委員会による再審査)

第十条の二 中央労働委員会は、第五条、第六条及び第八条の規定による都道府県労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができる。この再審査は、都道府県労働委員会の処分の当事者である公務員労働組合等の申立てに基づいて、又は職権で、行うものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により再審査を行う中央労働委員会について準用する。

(財産目録及び構成員名簿)

五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

(報告、協力等)

第十条 認証機関は、職員団体等に対し、当該職員団体等に係るこの法律の規定に基づく事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 [略]

[新設]

(財産目録及び構成員名簿)

第十一条 法人である公務員労働組合等は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならぬ。

2 法人である公務員労働組合等は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、法人である公務員労働組合等について準用する。

(理事)

第十三条 法人である公務員労働組合等には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である公務員労働組合等の事務は、理事の過半数で決する。

(法人である公務員労働組合等の代表)

第十一条 法人である職員団体等は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならぬ。

2 法人である職員団体等は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、法人である職員団体等について準用する。

(理事)

第十三条 法人である職員団体等には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である職員団体等の事務は、理事の過半数で決する。

(法人である職員団体等の代表)



第十四条 理事は、法人である公務員労働組合等の全ての事務について、法人である公務員労働組合等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(利益相反行為)

第十七条 法人である公務員労働組合等と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第十八条 法人である公務員労働組合等には、規約又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人である公務員労働組合等の財産の状況を監査すること。
- 二 四 [略]

(通常総会)

第十四条 理事は、法人である職員団体等のすべての事務について、法人である職員団体等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(利益相反行為)

第十七条 法人である職員団体等と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第十八条 法人である職員団体等には、規約又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人である職員団体等の財産の状況を監査すること。
- 二 四 [略]

(通常総会)

第二十条 法人である公務員労働組合等の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二十一条 法人である公務員労働組合等の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 [略]

(法人である公務員労働組合等の事務の執行)

第二十三条 法人である公務員労働組合等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、全て総会の決議によつて行う。

(表決権のない場合)

第二十六条 法人である公務員労働組合等と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(法人である公務員労働組合等の解散事由)

第二十七条 法人である公務員労働組合等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 [略]

三 申出法人である公務員労働組合にあつては、国家公務員の労

第二十条 法人である職員団体等の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二十一条 法人である職員団体等の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 [略]

(法人である職員団体等の事務の執行)

第二十三条 法人である職員団体等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(表決権のない場合)

第二十六条 法人である職員団体等と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(法人である職員団体等の解散事由)

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 [略]

三 第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務

働関係に関する法律第五条第七項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項の規定による認証の取消し

〔削る〕

四 登記法人である公務員労働組合等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

五・六 〔略〕

（法人である公務員労働組合等についての破産手続の開始）

第二十八条 法人である公務員労働組合等がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 〔略〕

（清算中の法人である公務員労働組合等の能力）

第二十九条 解散した法人である公務員労働組合等は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

員労働組合にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

五 法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

六・七 〔略〕

（法人である職員団体等についての破産手続の開始）

第二十八条 法人である職員団体等がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 〔略〕

（清算中の法人である職員団体等の能力）

第二十九条 解散した法人である職員団体等は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十条 法人である公務員労働組合等が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(期間経過後の債権の申出)

第三十五条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である公務員労働組合等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である公務員労働組合等についての破産手続の開始)

第三十六条 清算中に法人である公務員労働組合等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である公務員労働組合等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継

(清算人)

第三十条 法人である職員団体等が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(期間経過後の債権の申出)

第三十五条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である職員団体等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である職員団体等についての破産手続の開始)

第三十六条 清算中に法人である職員団体等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である職員団体等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだと

いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人である公務員労働組合等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 [略]

(残余財産の帰属)

第三十七条 解散した法人である公務員労働組合等の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経て、当該法人である公務員労働組合等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 [略]

(裁判所による監督)

第三十八条 法人である公務員労働組合等の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 [略]

きは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人である職員団体等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 [略]

(残余財産の帰属)

第三十七条 解散した法人である職員団体等の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経て、当該法人である職員団体等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 [略]

(裁判所による監督)

第三十八条 法人である職員団体等の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 [略]

(清算終了の届出)

第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を認証等機関(申出法人である公務員労働組合にあつては第三条第一項各号に定める機関、登記法人である公務員労働組合にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならない。

(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)

第四十条 次に掲げる事件は、法人である公務員労働組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 [略]

二 法人である公務員労働組合等の解散及び清算の監督に関する事件

三 [略]

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条 裁判所は、第三十一条の規定により清算人を選任した場合には、法人である公務員労働組合等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く法人である公務員労働組合にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(清算終了の届出)

第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を登録認証機関(法人である登録職員団体等にあつては第三条第一項各号に定める機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならない。

(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)

第四十条 次に掲げる事件は、法人である職員団体等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 [略]

二 法人である職員団体等の解散及び清算の監督に関する事件

三 [略]

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条 裁判所は、第三十一条の規定により清算人を選任した場合には、法人である職員団体等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第四十四条 裁判所は、法人である公務員労働組合等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人（監事を置く法人である公務員労働組合等）にあつては、当該清算人及び監事」とあるのは、「法人である公務員労働組合等及び検査役」と読み替えるものとする。

(申出法人である公務員労働組合の設立の登記)

第四十五条 申出法人である公務員労働組合は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

第四十六条 申出法人である公務員労働組合の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項に規定するもののほか、法人である公務員労働組合等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗すること

(検査役の選任)

第四十四条 裁判所は、法人である職員団体等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人（監事を置く法人である職員団体等）にあつては、当該清算人及び監事」とあるのは、「法人である職員団体等及び検査役」と読み替えるものとする。

(法人である登録職員団体等の設立の登記)

第四十五条 法人である登録職員団体等は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

第四十六条 法人である登録職員団体等の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項に規定するもののほか、法人である職員団体等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することが

とができない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である公務員労働組合等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 〔略〕

四 申出法人である公務員労働組合にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 登記法人である公務員労働組合等にあつては、第五条の規定による認証の年月日

六 法人である公務員労働組合等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 九 〔略〕

2 法人である公務員労働組合等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四十八条 法人である公務員労働組合等がその主たる事務所を他

きない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 〔略〕

四 法人である登録職員団体等にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 法人である認証職員団体等にあつては、第五条の規定による認証の年月日

六 法人である職員団体等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 九 〔略〕

2 法人である職員団体等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四十八条 法人である職員団体等がその主たる事務所を他の登記



の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 新所在地における登記においては、法人である公務員労働組合等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四十九条 法人である公務員労働組合等の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第五十条 清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を認証等機関に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これ

所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 新所在地における登記においては、法人である職員団体等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四十九条 法人である職員団体等の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第五十条 清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これ

らの事項を認証等機関に届け出なければならない。

(公務員労働組合等登記簿)

第五十一条 各登記所に、公務員労働組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第五十二条 法人である公務員労働組合等の設立の登記は、申出法人である公務員労働組合にあつては理事、登記法人である公務員労働組合等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である公務員労働組合等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 [略]

二 申出法人である公務員労働組合にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 登記法人である公務員労働組合等にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

(解散の登記の申請)

第五十四条 法人である公務員労働組合等の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清算人とならない

らの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

(職員団体等登記簿)

第五十一条 各登記所に、職員団体等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第五十二条 法人である職員団体等の設立の登記は、法人である登録職員団体等にあつては理事、法人である認証職員団体等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 [略]

二 法人である登録職員団体等にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 法人である認証職員団体等にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

(解散の登記の申請)

第五十四条 法人である職員団体等の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清算人とならない場合に

場合にあつては清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第五十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第五十一条、第五十二条、第九十九条第一項、第一百条第三項、第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条から第四百八条までの規定は、法人である公務員労働組合等の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「商号」とあるのは「名称」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第十二条の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第二十七条中「営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)」の「とあり、及び「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一項第一号中「会社法第六百四十七条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「理事(次号又は第三号に掲げる者

あつては清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第五十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第五十一条、第五十二条、第九十九条第一項、第一百条第三項、第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条から第四百八条までの規定は、法人である職員団体等の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「商号」とあるのは「名称」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第十二条の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第二十七条中「営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)」の「とあり、及び「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一項第一号中「会社法第六百四十七条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「理事(次号又は第三号に掲げる者があ

がある場合を除く。」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と、同法第六百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第六百四十五条」とあるのは「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第六百四十五条」と読み替えるものとする。

第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人で

ある公務員労働組合への移行

第五十六条 登記法人である公務員労働組合等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定により認証されたときは、その登記法人である公務員労働組合等は、その認証の日において、申出法人である公務員労働組合となる。

2 前項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合に関する第

る場合を除く。」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と、同法第六百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第六百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第六百四十五条」と読み替えるものとする。

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職

員団体等への移行

第五十六条 法人である認証職員団体等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証されたとき又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人である認証職員団体等は、その認証又は登録の日において、法人である登録職員団体等となる。

2 前項の規定に基づく法人である登録職員団体等に関する第四十

四十七条第一項及び第五十二条第二項の規定の適用については、第四十七条第一項第四号及び第五十二条第二項第二号中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定による認証」とする。

3 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合の設立の登記においては、当該申出法人である公務員労働組合となつた登記法人である公務員労働組合等の名称及び主たる事務所並びに登記法人である公務員労働組合等が同項の規定により申出法人である公務員労働組合となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた登記法人である公務員労働組合等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第五十七条 法人である公務員労働組合等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一～六 〔略〕

七条第一項及び第五十二条第二項の規定の適用については、第四十七条第一項第四号及び第五十二条第二項第二号中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による認証又は地方公務員法第五十三条の規定による登録」とする。

3 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記においては、当該法人である登録職員団体等となつた法人である認証職員団体等の名称及び主たる事務所並びに法人である認証職員団体等が同項の規定により法人である登録職員団体等となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人である認証職員団体等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第五十七条 法人である職員団体等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一～六 〔略〕

## 地方公務員の労働関係に関する法律案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、地方公務員の勤務条件について、透明性を確保しつつ、住民の理解の下に、社会経済情勢の変化及び政策課題の変化に柔軟かつ的確に対応して定めることができるよう、地方公共団体と労働組合との間の団体交渉及び団体協約等に関する制度を確立することにより、職員が住民の立場に立ち責任を自覚し誇りを持って職務を遂行することを促進するとともに、職員の能力の向上及び優秀な人材の地方公共団体への確保を図り、もって地方公共団体の行政の能率的な運営に資することを目的とするものとする。

(第一条関係)

#### 二 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(第二条関係)

1 職員 地方公務員法第四条第一項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 地方公務員法第三十七条第一項に規定する職員
  - ② 地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長その他の重要な行政上の決定を行う職員として都道府県労働委員会が認定して告示するもの
  - ③ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号に規定する職員
- 2 労働組合 職員が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体（1の②に掲げる者が加入するもの又は管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織するものを除く。）又はその連合体をいう。

### 三 関係者の責務

- 1 労働組合及び地方公共団体の当局は、地方公共団体の行政の能率的な運営を確保するため、団体交渉の円滑かつ効率的な実施に努めなければならないものとする。こと。  
(第三条第一項関係)
- 2 この法律に基づく手続に参与する関係者は、地方公共団体の事務及び事業の確実、効率的かつ適正な実施に支障を及ぼすことがないよう留意しなければならないものとする。こと。

(第三条第二項関係)

## 第二 労働組合

### 一 労働組合の結成等

1 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができるものとする。ただし、管理職員等と管理職員等以外の職員とは、同一の労働組合を組織することができないものとする。

(第四条第一項関係)

2 都道府県労働委員会は、管理職員等の範囲を認定して告示するものとする。

(第四条第二項関係)

3 地方公共団体の長等（地方公共団体の長その他の執行機関及び議会の議長をいう。以下同じ。）は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を都道府県労働委員会に通知しなければならないものとする。

(第四条第三項関係)

### 二 労働組合の認証

1 労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び中央労働委員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて、都道府県労働委員会に一の地方公共団体に



係る認証を申請することができるものとする。

(第五条第一項関係)

2 労働組合の規約が満たすべき要件について定めるものとする。

(第五条第二項関係)

① 名称、目的及び業務、主たる事務所の所在地、認証に係る地方公共団体の名称、組合員の範囲及びその資格の得喪に関する規定、重要な財産の得喪その他資産に関する規定、理事その他の役員に関する規定、業務執行、会議及び投票に関する規定、経費及び会計に関する規定、他の労働組合との連合に関する規定、規約の変更に関する規定並びに解散に関する規定が記載されていること。

② 会計報告は、組合員によって委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。

3 労働組合が認証されるためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数によって決定される旨の手續を定め、かつ、現実にその手續により決定されること及び一の地方公共団体に属する職員が全ての組合員の過半数を占めることを必要とするものとする。

(第五条第三項及び第四項関係)

4 都道府県労働委員会は、認証を申請した労働組合が2及び3の規定に適合するものであるときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該労働組合を認証し、名称及び主たる事務所の所在地その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならないものとする。

(第五条第五項及び第六項関係)

5 4の規定により認証された労働組合(以下「認証された労働組合」という。)が労働組合でなくなつたとき、認証された労働組合について2及び3の規定に適合しない事実があつたとき又は認証された労働組合が7の規定による届出をしなかつたときは、都道府県労働委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができるものとし、認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認証された労働組合から請求があつたときは、公開により行わなければならないものとする。

(第五条第七項及び第八項関係)

6 5の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じないものとする。

(第五条第九項関係)

7 認証された労働組合は、その規約又は1に規定する申請書の記載事項に変更があったときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会にその旨を届け出なければならないものとする。

(第五条第十項関係)

8 認証された労働組合の認証の取消しの申請及び解散の届出による認証の取消しについて定めるものとする。

(第五条第十一項及び第十二項関係)

9 都道府県労働委員会は、7の規定による変更の届出(4の規定により告示された事項に係るものに限る。)があったとき又は5若しくは8の規定により認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならないものとする。

(第五条第十三項関係)

10 都道府県労働委員会は、認証された労働組合に対し、当該認証された労働組合に係る2の規定による事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(第五条第十四項関係)

### 三 合議体による事務の処理

都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもって構成する合議体に、第一の二の1の②、一の2並び

に二の4、5及び8から10までの規定による事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもって都道府県労働委員会の処分とするものとする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもって構成する合議体に、当該事務の処理を行わせることができるものとする。その他合議体による事務の処理に関し、所要の規定を定めるものとする。 (第六条関係)

#### 四 労働組合のための職員の行為の制限

1 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができないものとする。ただし、地方公共団体の規則で定めるところにより、任命権者の許可を受けて、認証された労働組合（認証されていない連合体である労働組合であつて、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。四において同じ。）の役員として専ら従事する場合は、この限りでないものとする。 (第七条第一項関係)

2 1のただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。 (第七条第二項関係)

(第七条第二項関係)

3 1のただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年を超えることができないものとする事。 (第七条第三項関係)

4 1のただし書の許可は、当該許可を受けた職員が認証された労働組合の役員として当該認証された労働組合の業務に専ら従事する者でなくなったときは、取り消されるものとする事。 (第七条第四項関係)

5 1のただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする事。 (第七条第五項関係)

6 職員は、給与を受けながら、労働組合のためその業務を行い、又は活動してはならないものとする事。ただし、認証された労働組合の業務に専ら従事する場合以外の場合であつて条例で定める場合には、この限りでないものとする事。 (第七条第六項関係)

## 五 不当労働行為

地方公共団体の当局は、次に掲げる行為をしてはならないものとする事。 (第八条関係)

1 職員が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを職員の任免の条件とすること。

2 認証された労働組合と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと。

3 職員が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、勤務時間中の団体交渉に参加する職員に対し給与を支給すること及び労働組合に対し最小限の広さの事務所を供与することを除くものとする。

4 職員が労働委員会（中央労働委員会及び都道府県労働委員会をいう。以下同じ。）に対し地方公共団体の当局が五の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第五の一の4の①による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは第四の二の1に規定する者と認証された労働

組合との間に発生した紛争の調整をする場合に職員が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

### 第三 団体交渉

#### 一 団体交渉の範囲

1 地方公共団体の当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。 (第九条第一項関係)

- ① 職員の給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- ② 職員の昇任、降任、転任、退職、免職及び懲戒の基準に関する事項
- ③ 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項
- ⑤ 団体交渉の手續その他の労働組合と地方公共団体の当局との間の労使関係に関する事項(以下「労使関係事項」という。)

2 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができないものと

すること。

(第九条第二項関係)

二 団体交渉を行う地方公共団体の当局

労働組合と団体交渉を行う地方公共団体の当局は、次に掲げる事項について、それぞれ次に定める者とするものとする。

(第十条関係)

1 勤務条件に関する事項のうち、条例の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する地方公共団体の長等

2 勤務条件に関する事項のうち、地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する地方公共団体の長等

3 勤務条件に関する事項のうち、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の長等の定める規程に基づき地方公共団体の長等又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の長等の管理に属する行政庁が定めるもの 当該勤務条件を定めることができる地方公共団体の長等又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁

4 勤務条件に関する事項のうち、1から3までに掲げるもの以外のもの 当該事項について適法に管



理し、又は決定することのできる者

5 1から4までに定める者に共通する労使関係事項 当該地方公共団体の長

6 地方公共団体の長等並びにその委任を受けた当該地方公共団体の長等の補助機関たる地方公務員、当該地方公共団体の長等の管理に属する機関の地方公務員及び当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁それぞれに共通する労使関係事項（5に掲げるものを除く。） 当該地方公共団体の長等

7 1から6までに定める者のみに関する労使関係事項（5及び6に掲げるものを除く。） 当該1から6までに定める者

### 三 団体交渉の手續等

1 団体交渉は、労働組合と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、労働組合がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行わなければならないものとし、労働組合と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。こと。

（第十一条第一項関係）

2 1の場合において、特別の事情があるときは、労働組合は、役員以外の者を指名することができる

ものとする。

(第十一条第二項関係)

3 団体交渉は、1及び2の規定に適合しないこととなったとき又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなったときは、これを打ち切ることができ、これを打ち切ることができないものとする。

(第十一条第三項関係)

4 三に規定する適法な団体交渉は、勤務時間中においても行うことができるものとする。

(第十一条第四項関係)

5 1又は2の規定により労働組合が指名した職員は、勤務時間中に適法な団体交渉に参加することに、地方公共団体の規則で定めるところにより、任命権者の許可を受けなければならないものとし、この場合において任命権者は、地方公共団体の行政の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。

(第十一条第五項関係)

6 地方公共団体の当局は、労働組合と団体交渉を行ったときは、その議事の概要を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならないものとする。

(第十一条第六項関係)

7 職員は、労働組合に属していないという理由で、一の1の①から④までに掲げる事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならないものとする。

(第十一条第七項関係)

#### 第四 団体協約

##### 一 団体協約の範囲等

1 認証された労働組合と地方公共団体の当局は、第三の一の1の①から⑤までに掲げる事項に関し団体協約を締結することができるものとする。

(第十二条第一項関係)

2 1の規定により締結しようとする団体協約に係る事項が地方自治法第百八十条の四第二項の政令で定める事項に該当し、かつ、当該事項について、普通地方公共団体の委員会又は委員が当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更する必要がある場合においては、当該普通地方公共団体の委員会又は委員である地方公共団体の当局は、当該団体協約を締結する前に、同項の規定による協議をしなければならないものとする。

(第十二条第二項関係)

##### 二 団体協約を締結する地方公共団体の当局等

1 勤務条件に関する事項のうち条例の制定又は改廃を要するものについて認証された労働組合と団体協約を締結することができる地方公共団体の当局を当該事項に係る事務を所掌する地方公共団体の長等とする等、認証された労働組合と団体協約を締結することができる地方公共団体の当局を定めるものとする事。

(第十三条第一項関係)

2 地方公共団体の長等であつて地方公共団体の長でないものが勤務条件に関する事項のうち条例の制定又は改廃を要するものについて団体協約を締結しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議し、その同意を得なければならないものとする事。

(第十三条第二項関係)

### 三 団体協約の効力の発生等

1 認証された労働組合と地方公共団体の当局との間の団体協約は、書面をもつて作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによつてその効力を生ずるものとする事。

(第十四条第一項関係)

2 地方公共団体の当局は、認証された労働組合との間で団体協約を締結したときは、当該団体協約の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならないものとする事。

(第十四条第二項関係)

#### 四 団体協約の期間

1 団体協約には、三年を超える有効期間の定めをすることができず、三年を超える有効期間の定めをした団体協約は、三年の有効期間の定めをした団体協約とみなすものとする。

(第十五条第一項及び第二項関係)

2 有効期間の定めがない団体協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によって相手方に予告して解約することができるものとし、予告は解約しようとする日の少なくとも九十日前にしなければならぬものとする。

(第十五条第三項及び第四項関係)

#### 五 団体協約の効力

1 地方公共団体の長は、勤務条件に関する事項のうち条例の制定又は改廃を要するものについて団体協約が締結されたときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な条例の制定又は改廃に係る議案を当該地方公共団体の議会に付議して、その議決を求めなければならないものとする。

(第十六条第一項関係)

2 地方公共団体の当局が、勤務条件に関する事項のうち地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等

の定める規程の制定又は改廃を要するもの等について団体協約を締結したときに講ずる措置について定めるものとする事。

(第十六条第二項から第四項まで関係)

## 六 団体協約の失効

1 団体協約は、次に掲げる場合は、その効力を失うものとする事。

(第十七条第一項関係)

① 五の1の条例の制定又は改廃に係る議案が付議された議会の会期中(当該議案が地方自治法第九條第八項の規定により閉会中審査に付された場合にあつては、後会の会期中)に、当該条例の制定又は改廃がされなかつた場合(同項の規定により閉会中審査に付された場合を除く。)

② 団体協約を締結した認証された労働組合の認証が取り消された場合

2 団体協約は、五の1の議案が修正されて議決された場合は、条例と抵触する範囲において、その効力を失うものとする事。

(第十七条第二項関係)

## 第五 不当労働行為事件

### 一 審査の手續

1 不当労働行為事件に係る申立て及び審査の開始

① 地方公共団体の当局が、次に掲げる規定に違反したときは、認証された労働組合又はイからハまでに定める者は、労働委員会に対し、その旨を申し立てることができるものとする。

(第十八条第一項関係)

イ 第二の五の1 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員(労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、職員として採用されなかった者を含む。)

ロ 第二の五の2 認証された労働組合の組合員である職員

ハ 第二の五の3又は4 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員

② 労働委員会は、①の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならないものとする。この場合において、審問の手続においては、当該地方公共団体の当局及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならないものとする。

(第十八条第二項関係)

③ 労働委員会は、①の申立てが、行為の日（継続する行為にあつては、その終了した日）から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができないものとする。

(第十八条第三項関係)

## 2 合議体による審査

① 中央労働委員会は、労働組合法第二十四条の二第一項に規定する合議体又は国家公務員担当公益委員をもつて構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処分とすることができるものとする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、公益委員の全員をもつて構成する合議体に、当該事件の審査を行わせるものとする。

(第十九条第一項関係)

② 都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもつて都道府県労働委員会の処分とするものとする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を



除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体に、当該事件の審査を行わせることができるものとする。 (第十九条第二項関係)

③ 労働委員会の使用者委員及び労働者委員は、それぞれ1の②の規定により調査（公益委員の求めがあつた場合に限る。）及び審問を行う手続並びに6の規定により和解を勧める手続に参加し、又は4の②の行為等を行うことができるものとするほか、合議体による審査に関し、所要の規定を定めるものとする。 (第十九条第三項から第五項まで関係)

### 3 地方調整委員

中央労働委員会は、地方調整委員であつて公益を代表するものに、中央労働委員会が行う審査の手続のうち、1の②の規定により調査及び審問を行う手続並びに6の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができるものとする。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続（調査を行う手続にあつては、公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。）に参加することができるものとする。

(第二十条関係)

#### 4 救済命令等

① 労働委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（以下「救済命令等」という。）を発しなければならないものとする。 （第二十一条第一項関係）

② 調査又は審問を行う手続に参加する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができるとするほか、救済命令等に関し、所要の規定を定めるものとする。 （第二十一条第二項から第四項まで関係）

#### 5 救済命令等の確定

地方公共団体が救済命令等について二の1の①の期間内に取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定するものとする。 （第二十二条関係）

#### 6 和解

労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができるものとするほか、和解に関し、所要の規定を定めるものとする。 （第二十三条関係）

7 労働組合法の準用

この法律の不当労働行為事件の審査について労働組合法の不当労働行為事件の審査に関する必要な規定を準用するものとし、この場合における読替えについて定めるものとする。

(第二十四条関係)

8 民事訴訟法の準用

この法律の不当労働行為事件の審査において労働委員会が証人又は当事者に陳述させる手続について民事訴訟法の証人尋問及び当事者尋問に関する必要な規定を準用するものとする。

(第二十五条関係)

9 審査請求の制限

地方公共団体の当局及び職員に係る処分又はその不作為であつて不当労働行為に該当するものについては、審査請求をすることができないものとする。

(第二十六条関係)

10 再審査の申立て

地方公共団体又は認証された労働組合若しくは労働組合の組合員である職員等は、都道府県労働委

員会の救済命令等の交付を受けたときは、十五日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることが出来るものとする事。

(第二十七条関係)

## 11 再審査と訴訟との関係

中央労働委員会は、二の1の①の訴えに基づく確定判決によって都道府県労働委員会の救済命令等の全部又は一部が支持されたときは、当該救済命令等について、再審査することができないものとする事。

(第二十八条関係)

## 12 再審査の手續についての準用

中央労働委員会の再審査の手續について、この法律及び労働組合法の必要な規定を準用するものとし、この場合における読替えについて定めるものとする事。

(第二十九条関係)

## 二 訴訟

### 1 取消しの訴え

① 地方公共団体が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき又は中央労働委員会が救済命令等を発したときは、地方公共団体は、救済命令等の交付の

日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができるものとし、この期間は、不変期間とするものとする事。

(第三十条第一項関係)

② 地方公共団体又は認証された労働組合若しくは労働組合の組合員である職員等は、一の10の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の救済命令等に対してのみ、取消しの訴えを提起することができるものとする事。

(第三十条第二項及び第三項関係)

## 2 緊急命令

1の①の規定により地方公共団体が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した労働委員会の申立てにより、決定をもって、地方公共団体に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部若しくは一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権での決定を取り消し、若しくは変更することができるものとする事。

(第三十一条関係)

## 3 証拠の申出の制限

労働委員会が物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかった者は、裁判所に対し、当該

物件に係る証拠の申出をすることができないものとする。

(第三十二条関係)

第六 あつせん、調停及び仲裁

一 通則

1 関係当事者の範囲

第六に規定する手続における関係当事者は、地方公共団体の当局及び認証された労働組合とするものとする。

(第三十三条関係)

2 特別調整委員

① 労働委員会に、関係当事者の間に発生した紛争であつて団体協約を締結することができる事項に係るもの（以下「団体協約の締結に係る紛争」という。）に係る調停又は仲裁に参与させるため、特別調整委員を置くことができるものとし、中央労働委員会に置かれる特別調整委員は厚生労働大臣が、都道府県労働委員会に置かれる特別調整委員は都道府県知事が、それぞれ任命するものとする。

(第三十四条第一項及び第二項関係)

② 特別調整委員は、地方公共団体の当局を代表する者、職員を代表する者及び公益を代表する者と

するほか、特別調整委員に関し、所要の規定を定めるものとする。

(第三十四条第三項から第七項まで関係)

3 中央労働委員会における事務の処理

中央労働委員会の職権によるあつせん、調停及び仲裁の開始の決議、あつせん員の委嘱等に関する事務の処理については、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のみが参与するものとする。

(第三十五条関係)

二 あつせん

1 あつせん員候補者

労働委員会は、あつせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならないものとし、あつせん員候補者は、学識経験を有する者で、団体協約の締結に係る紛争の解決について援助を与えることができるものでなければならないものとする。

(第三十六条関係)

2 あつせんの開始

労働委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は労

働委員会の決議により、あつせんを行うことができるものとする。 (第三十七条第一項関係)

### 3 労働委員会によるあつせん

労働委員会によるあつせんは、1に規定する名簿に記載されている者のうちから労働委員会の会長が指名するあつせん員等によって行うものとする。また、地方において中央労働委員会が処理すべき事件については、原則として、地方調整委員のうちから中央労働委員会の会長が指名するあつせん員により行うものとするほか、労働委員会によるあつせんに関し、所要の規定を定めるものとする。 (第三十七条第二項から第六項まで関係)

## 三 調停

### 1 調停の開始

労働委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に調停を行うものとする。 (第三十八条関係)

(第三十八条関係)

① 関係当事者の双方が労働委員会に調停の申請をしたとき。

② 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて労働委員会に調停の申請をしたとき。



- ③ 関係当事者の一方の申請により、労働委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
- ④ 労働委員会が職権に基づき、調停を行う必要があると決議したとき。
- ⑤ 地方公共団体の長（当該団体協約の締結に係る紛争の関係当事者の一方が当該地方公共団体の当局である場合に限る。）が、公益上特に必要があると認める場合において、労働委員会に調停の請求をしたとき。

## 2 労働委員会による調停

労働委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によって行うものとし、調停委員会は、公益を代表する調停委員、地方公共団体の当局を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員で組織するものとする。また、公益を代表する調停委員は公益委員（中央労働委員会にあっては、国家公務員担当公益委員）又は公益を代表する特別調整委員のうちから、地方公共団体の当局を代表する調停委員は使用者委員（中央労働委員会にあっては、国家公務員担当使用者委員）又は地方公共団体の当局を代表する特別調整委員のうちから、職員を代表する調停委員は労働者委員（中央労働委員会にあっては、国家公務員担当労働者委員）又は職員を代表する特別調整委員のうちから、労働委

員会の会長が指名するものとし、地方において中央労働委員会が処理すべき事件については、原則として、地方調整委員のうちから中央労働委員会の会長が調停委員を指名するものとするほか、労働委員会による調停に関し、所要の規定を定めるものとする。

(第三十九条から第四十二条まで関係)

#### 四 仲裁

##### 1 仲裁の開始

労働委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に仲裁を行うものとする。

(第四十三条関係)

- ① 関係当事者の双方が労働委員会に仲裁の申請をしたとき。
- ② 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて労働委員会に仲裁の申請をしたとき。
- ③ 労働委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が労働委員会に仲裁の申請をしたとき。
- ④ 労働委員会が、あつせん又は調停を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議した

とき。

⑤ 地方公共団体の長（当該団体協約の締結に係る紛争の関係当事者の一方が当該地方公共団体の当局である場合に限る。）が、公益上特に必要があると認める場合において、労働委員会に仲裁の請求をしたとき。

## 2 労働委員会による仲裁

労働委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によって行うものとし、仲裁委員会は、公益委員（中央労働委員会にあっては、国家公務員担当公益委員）又は公益を代表する特別調整委員のうちから労働委員会の会長が指名する三人以上の奇数の仲裁委員で組織するものとする。また、仲裁委員会は、仲裁裁定を行ったときは、当該仲裁裁定の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならないものとするほか、労働委員会による仲裁に關し、所要の規定を定めるものとする。こと。

（第四十四条関係）

## 3 仲裁裁定の効力

仲裁裁定があったときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期間の

定めのない団体協約が締結されたものとみなして、第四の四の2、五及び六の規定を適用するものとすること。  
(第四十五条関係)

## 第七 雑則

一 中央労働委員会は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件の処理であつて、第五の一及び第六の規定に基づくものについて、優先して管轄するものとする。また、中央労働委員会は、第二の二の4及び5並びに第五の一の4の①の規定による都道府県労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができるものとする。  
(第四十六条第一項から第五項まで関係)

二 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、この法律の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができるものとする。  
(第四十六条第六項関係)

三 労働委員会の処分に関する行政手続法の適用除外及び審査請求の制限について定めるものとする。

(第四十七条及び第四十八条関係)

四 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第四十九条関係)

## 第八 附則

### 一 施行期日

この法律は、地方公務員法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号。以下「令和五年地方公務員法改正法」という。）の施行の日から施行するものとする。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

#### 1 六の規定 公布の日

2 第二の三並びに二及び五の規定 令和五年地方公務員法改正法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

3 第一の二の①の②並びに第二の一の②及び③並びに三の①の規定 令和五年地方公務員法改正法の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 この法律の施行に関し必要な準備行為を定めるものとする。こと。  
(附則第二条関係)

三 労働組合の認証等に関する経過措置

1 第二の二の四の規定による認証を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第二の二の四の規定の例により認証を申請することができるものとする。こと。

(附則第三条関係)

2 1の規定により認証を申請した登録職員団体は、施行日までに1の規定による申請に対する処分がない場合には、施行日において、認証された労働組合となるものとする。こと。

(附則第四条第一項関係)

3 2の規定により認証された労働組合となったものの認証は、1の規定による申請に対する処分があった日にその効力を失うものとする。こと。  
(附則第四条第三項関係)

四 第二の四の規定の適用については、地方公務員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、第二の四の3中「五年」とあるのは、「七年以下」の範囲内で地方公共団体の規則で定める期間」とするものとする。こと。その他労働組合のための職員の

行為の制限について、必要な経過措置を定めるものとする。

(附則第六条関係)

五 二から四までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

(附則第七条関係)

六 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定めるものとする。

(附則第八条関係)

地方公務員の労働関係に関する法律案

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 労働組合（第四条―第八条）
- 第三章 団体交渉（第九条―第十一条）
- 第四章 団体協約（第十二条―第十七条）
- 第五章 不当労働行為事件
  - 第一節 審査の手續（第十八条―第二十九条）
  - 第二節 訴訟（第三十条―第三十二条）
- 第六章 あつせん、調停及び仲裁
  - 第一節 通則（第三十三条―第三十五条）
  - 第二節 あつせん（第三十六条・第三十七条）
  - 第三節 調停（第三十八条―第四十二条）



第四節 仲裁（第四十三条―第四十五条）

第七章 雑則（第四十六条―第四十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地方公務員の勤務条件について、透明性を確保しつつ、住民の理解の下に、社会経済情勢の変化及び政策課題の変化に柔軟かつ的確に対応して定めることができるよう、地方公共団体と労働組合との間の団体交渉及び団体協約等に関する制度を確立することにより、職員が住民の立場に立ち責任を自覚し誇りを持って職務を遂行することを促進するとともに、職員の能力の向上及び優秀な人材の地方公共団体への確保を図り、もって地方公共団体の行政の能率的な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。ただ

し、次に掲げるものを除く。

イ 地方公務員法第三十七条第一項に規定する職員

ロ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長その他の重要な行政上の決定を行う職員として都道府県労働委員会が認定して告示するもの

ハ 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員

二 労働組合 職員が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体（前号ロに掲げる者が加入するもの又は第四条第一項ただし書に規定する管理職員等と当該管理職員等以外の職員とが組織するものを除く。）又はその連合体をいう。

（関係者の責務）

第三条 労働組合及び地方公共団体の当局（第十条各号に定める者をいう。次条第一項ただし書、第八条及び第九条第一項において同じ。）は、地方公共団体の行政の能率的な運営を確保するため、団体交渉の円

滑かつ効率的な実施に努めなければならない。

2 この法律に基づく手続に関与する関係者は、地方公共団体の事務及び事業の確実、効率的かつ適正な実施に支障を及ぼすことがないように留意しなければならない。

## 第二章 労働組合

### (労働組合の結成等)

第四条 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は労働組合との関係についての地方公共団体の当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他労働組合との関係において地方公共団体の当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（以下この項及び次項において「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の労働組合を組織することができない。

2 都道府県労働委員会は、管理職員等の範囲を認定して告示するものとする。

3 地方公共団体の長等（地方公共団体の長その他の執行機関（都道府県公安委員会を除く。）及び議会の議長をいう。以下同じ。）は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を都道府県労働委員会に通知しなければならない。

（労働組合の認証）

第五条 労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び中央労働委員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて、都道府県労働委員会に一の地方公共団体に係る認証を申請することができる。

2 労働組合の規約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 名称

ロ 目的及び業務

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 認証に係る地方公共団体の名称

ホ 組合員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

ヘ 重要な財産の得喪その他資産に関する規定

ト 理事その他の役員に関する規定

チ 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

リ 経費及び会計に関する規定

ヌ 他の労働組合との連合に関する規定

ル 規約の変更に関する規定

ロ 解散に関する規定

二 会計報告は、組合員によって委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。

3 労働組合が認証されるためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙につい

ては、投票者の過半数）によって決定される旨の手續を定め、かつ、現実にその手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である労働組合にあつては、全ての組合員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手續を定め、かつ、現実にその手續により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、労働組合が認証されるためには、第一項に規定する一の地方公共団体に属する職員（当該職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを含む。第五章において同じ。）が全ての組合員の過半数を占めることを必要とする。

5 都道府県労働委員会は、認証を申請した労働組合が前三項の規定に適合するものであるときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該労働組合を認証しなければならない。

- 6 都道府県労働委員会は、前項の規定により認証したときは、当該労働組合の名称及び主たる事務所の所在地その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならない。
- 7 第五項の規定により認証された労働組合（以下「認証された労働組合」という。）が労働組合でなくなつたとき、認証された労働組合について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき又は認証された労働組合が第十項の規定による届出をしなかつたときは、都道府県労働委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。
- 8 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認証された労働組合から請求があつたときは、公開により行わなければならない。
- 9 第七項の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。
- 10 認証された労働組合は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会にその旨を届け出なければならない。
- 11 認証された労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会に認証の取消

しを申請することができ。この場合において、都道府県労働委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならない。

12 認証された労働組合は、解散したときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会にその旨を届け出なければならない。この場合において、都道府県労働委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならない。

13 都道府県労働委員会は、第十項の規定による変更の届出（第六項の規定により告示された事項に係るものに限る。）があつたとき又は第七項、第十一項若しくは前項の規定により認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

14 都道府県労働委員会は、認証された労働組合に対し、当該認証された労働組合に係るこの条の規定による事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

（合議体による事務の処理）

第六条 都道府県労働委員会は、公益を代表する委員（以下この項及び次項において「公益委員」という。）の全員をもって構成する合議体に、第二条第一号ロ、第四条第二項並びに前条第五項から第八項まで及び



第十一項から第十四項までの規定による事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもって都道府県労働委員会の処分とする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもって構成する合議体に、当該事務の処理を行わせることができる。

2 都道府県労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第二条第一号ロ及び第四条第二項の規定による認定及び告示並びに前条の規定による処分及び告示を除き、一人又は数人の公益委員にその手続の一部を行わせることができる。

3 第一項の合議体に関する事項その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
(労働組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、地方公共団体の規則で定めるところにより、任命権者の許可を受けて、認証された労働組合（第五条第五項の規定による認証をされていない連合体である労働組合であつて、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。以下この条において同じ。）の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が認証された労働組合の役員として当該認証された労働組合の業務に専ら従事する者でなくなったときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、退職者とし、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 職員は、給与を受けながら、労働組合のためその業務を行い、又は活動してはならない。ただし、認証された労働組合の業務に専ら従事する場合以外の場合であつて条例で定める場合には、この限りでない。

(不当労働行為)

第八条 地方公共団体の当局は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 職員が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを職員の任免の条件とすること。

二 認証された労働組合と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと。

三 職員が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、第十一条第四項の規定により行われる勤務時間中の団体交渉に参加する職員に対し給与を支給すること及び労働組合に対し最小限の広さの事務所を供与することを除くものとする。

四 職員が労働委員会（中央労働委員会及び都道府県労働委員会をいう。以下同じ。）に対し地方公共団体の当局がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十一条第

一項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは第十三条第一項に規定する者と認証された労働組合との間に発生した紛争の調整をする場合に職員が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

### 第三章 団体交渉

#### (団体交渉の範囲)

第九条 地方公共団体の当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

- 一 職員の給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項
- 三 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項
- 五 団体交渉の手續その他の労働組合と地方公共団体の当局との間の労使関係に関する事項（以下「労使

関係事項」という。）

2 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

(団体交渉を行う地方公共団体の当局)

第十条 労働組合と団体交渉をすることができず地方公共団体の当局は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 勤務条件に関する事項のうち、条例の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する地方公共団体の長等

二 勤務条件に関する事項のうち、地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する地方公共団体の長等

三 勤務条件に関する事項のうち、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の長等の定める規程に基づき地方公共団体の長等又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁が定めるもの 当該勤務条件を定めることができる地方公共団体の長等又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁

四 勤務条件に関する事項のうち、前三号に掲げるもの以外のもの 当該事項について適法に管理し、又は決定することのできる者

五 前各号に定める者に共通する労使関係事項 当該地方公共団体の長

六 地方公共団体の長等並びにその委任を受けた当該地方公共団体の長等の補助機関たる地方公務員、当該地方公共団体の長等の管理に属する機関の地方公務員及び当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁それぞれに共通する労使関係事項（前号に掲げるものを除く。） 当該地方公共団体の長等

七 前各号に定める者のみに関する労使関係事項（前二号に掲げるものを除く。） 当該各号に定める者（団体交渉の手續等）

第十一条 団体交渉は、労働組合と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、労働組合がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行わなければならない。団体交渉に当たっては、労働組合と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。

2 前項の場合において、特別の事情があるときは、労働組合は、役員以外の者を指名することができるも

のとする。ただし、その指名する者は、当該団体交渉の対象である特定の事項について団体交渉をする適法な委任を当該労働組合の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

3 団体交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。

4 この条に規定する適法な団体交渉は、勤務時間中においても行うことができるものとする。

5 第一項又は第二項の規定により労働組合が指名した職員は、勤務時間中に適法な団体交渉に参加することについて、地方公共団体の規則で定めるところにより、任命権者の許可を受けなければならない。この場合において、任命権者は、地方公共団体の行政の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。

6 地方公共団体の当局は、労働組合と団体交渉を行ったときは、その議事の概要を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

7 職員は、労働組合に属していないという理由で、第九条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

## 第四章 団体協約

### (団体協約の範囲等)

第十二条 認証された労働組合と地方公共団体の当局は、第九条第一項各号に掲げる事項に関し団体協約を締結することができる。

2 前項の規定により締結しようとする団体協約に係る事項が地方自治法第八十条の四第二項の政令で定める事項に該当し、かつ、当該事項について、普通地方公共団体の委員会又は委員が当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更する必要がある場合においては、当該普通地方公共団体の委員会又は委員である地方公共団体の当局は、当該団体協約を締結する前に、同項の規定による協議をしなければならぬ。

### (団体協約を締結する地方公共団体の当局等)

第十三条 認証された労働組合と前条第一項の規定に基づき団体協約を締結することができる地方公共団体の当局は、第十条各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者とする。

2 第十条第一号に定める者であつて地方公共団体の長でないものが同号に掲げる事項について団体協約を



締結しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議し、その同意を得なければならない。

(団体協約の効力の発生等)

第十四条 認証された労働組合と地方公共団体の当局との間の団体協約は、書面をもって作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。

2 地方公共団体の当局は、認証された労働組合との間で団体協約を締結したときは、当該団体協約の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

(団体協約の期間)

第十五条 団体協約には、三年を超える有効期間の定めをすることができない。

2 三年を超える有効期間の定めをした団体協約は、三年の有効期間の定めをした団体協約とみなす。

3 有効期間の定めがない団体協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によって相手方に予告して、解約することができる。一定の期間を定める団体協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定めがあるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少なくとも九十日前にしなければならない。

(団体協約の効力)

第十六条 地方公共団体の長は、第十条第一号に掲げる事項について団体協約が締結されたときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な条例の制定又は改廃に係る議案を当該地方公共団体の議会に付議して、その議決を求めなければならない。

2 第十条第二号に定める者は、同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定又は改廃のための措置を講じなければならない。

3 第十条第三号に定める者は、同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な勤務条件の決定又は変更をしなければならない。

4 第十条第四号から第七号までに定める者は、それぞれ当該各号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を実施するために必要な措置を講じなければならない。

(団体協約の失効)

第十七条 団体協約は、次に掲げる場合は、その効力を失う。

- 一 前条第一項の条例の制定又は改廃に係る議案が同項の規定により付議された議会の会期中（当該議案が地方自治法第百九条第八項の規定により閉会中審査に付された場合にあつては、後会の会期中）に、当該条例の制定又は改廃がされなかった場合（同項の規定により閉会中審査に付された場合を除く。）
- 二 団体協約を締結した認証された労働組合の認証が、第五条第七項、第十一項若しくは第十二項若しくは第四十六条第三項の規定により、又は同条第二項の規定による再審査により取り消された場合は、  
2 団体協約は、前条第一項の条例の制定又は改廃に係る議案が議会において修正されて議決された場合は、条例と抵触する範囲において、その効力を失う。

## 第五章 不当労働行為事件

### 第一節 審査の手續

（不当労働行為事件に係る申立て及び審査の開始）

第十八条 地方公共団体の当局が、次の各号に掲げる規定に違反したときは、認証された労働組合又は当該各号に定める者は、労働委員会に対し、その旨を申し立てることができる。

- 一 第八条第一号 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとし

た職員（労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、職員として採用されなかった者を含む。）

二 第八条第二号 認証された労働組合の組合員である職員

三 第八条第三号又は第四号 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員

2 労働委員会は、前項の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手續においては、当該地方公共団体の当局及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

3 労働委員会は、第一項の申立てが、行為の日（継続する行為にあつては、その終了した日）から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

（合議体による審査）

第十九条 中央労働委員会は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十四条の二第一項に規定

する合議体又は国家公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員（以下「国家公務員担当公益委員」という。）をもって構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもって中央労働委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、公益を代表する委員の全員をもって構成する合議体に、当該事件の審査を行わせる。

2 都道府県労働委員会は、公益を代表する委員の全員をもって構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもって都道府県労働委員会の処分とする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益を代表する委員五人又は七人をもって構成する合議体に、当該事件の審査を行わせることができる。

3 労働委員会は、前二項の規定による審査について、第二十一条第一項並びに第二十四条において準用する労働組合法第二十七条の四第一項、第二十七条の七第一項（当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除く。）並びに第二十七条の十第二項及び第四項の規定による処分並びに第

三十一条の申立てを除き、一人又は数人の労働委員会の公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）にその手続の一部を行わせることができる。

4 前三項の規定にかかわらず、労働委員会の使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）は、それぞれ前条第二項の規定により調査（公益委員の求めがあつた場合に限る。）及び審問を行う手続並びに第二十三条第一項の規定により和解を勧める手続に参加し、又は第二十一条第二項及び第二十四条において準用する労働組合法第二十七条の七第四項の規定による行為をすることができる。

5 第一項及び第二項の合議体に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（地方調整委員）

第二十条 中央労働委員会は、地方調整委員（労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員をいう。以下同じ。）であつて公益を代表するものに、中央労働委員会が行う審査の手続のうち、第十八条第二項の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十三条第一項の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表

する地方調整委員は、これらの手続（調査を行う手続にあつては、公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。）に参加することができる。

（救済命令等）

第二十一条 労働委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（以下「救済命令等」という。）を発しなければならない。

2 調査又は審問を行う手続に参加する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができる。

3 第一項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを地方公共団体の当局及び申立人に交付しなければならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

（救済命令等の確定）

第二十二条 地方公共団体が救済命令等について第三十条第一項の期間内に同項の取消しの訴えを提起しな

いときは、救済命令等は、確定する。

(和解)

第二十三条 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

2 救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、労働委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持し、又は確立するため適当と認めるときは、審査の手續は終了する。

3 前項に規定する場合において、和解（同項の規定により労働委員会が適当と認めたものに限る。次項において同じ。）に係る事件について既に発せられている救済命令等は、その効力を失う。

4 労働委員会は、和解に金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を内容とする合意が含まれる場合は、当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することができるとができる。

5 前項の和解調書は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に掲げる債務名義とみなす。



6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の送達も、同様とする。

7 前項の規定による執行文の付与に関する異議についての裁判は、労働委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

8 第四項の和解調書の送達及び第六項後段の送達に関して必要な事項は、政令で定める。  
 (不当労働行為事件の審査についての労働組合法の準用)

第二十四条 労働組合法第二十七条の二から第二十七条の八まで、第二十七条の十、第二十七条の十一、第二十七条の十八、第二十七条の二十四、第二十八条の二及び第三十二条の二から第三十二条の四までの規定は、不当労働行為事件の審査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条の二第二項第一号	法人である当事者の代表者	当該当事者である地方公共団体の長
		その他の執行機関（執行機関として置かれる委員会の場合にあつては、

	第二十七条の六第二項第三号	第二十七条の十二第一項	当該委員会の委員）若しくは議会の議長若しくは当該当事者である地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合の役員
第二十七条の七第二項	事業者の事業上の秘密	地方公務員の職務上の秘密	地方公務員の労働関係に関する法律第二十一条第一項
第二十七条の二十四	第二十二條第一項の規定により出頭を求められた者又は第二十七条の七第一項第一号 (第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の七第一項第一号	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の七第一項第一号

第二十八条の二	第二十七条の八第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の八第一項
第三十二条の二第一号	第二十七条の七第一項第一号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の七第一項第一号
第三十二条の二第二号	第二十七条の七第二号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の七第二号
第三十二条の二第三号	第二十七条の八（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の八
第三十二条の三	第二十七条の八第二項（第二	地方公務員の労働関係に関する法律

	<p>十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）</p>	<p>第二十四条において準用する第二十七条の八第二項</p>
<p>第三十二条の四</p>	<p>第二十七条の十一（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）</p>	<p>地方公務員の労働関係に関する法律第二十四条において準用する第二十七条の十一</p>

（民事訴訟法の準用）

第二十五条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十六条、第九十七条及び第二百一条第二項から

第四項までの規定は労働委員会が証人に陳述させる手続について、同法第二百十条において準用する同法

第二百一条第二項の規定は労働委員会が当事者に陳述させる手続について準用する。

（審査請求の制限）

第二十六条 第十条各号に定める者及び職員に係る処分又はその不作為であつて第八条各号に該当するもの

については、審査請求をすることができない。

（再審査の申立て）

第二十七条 地方公共団体は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、十五日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず、救済命令等は、中央労働委員会が第四十六条第二項の規定による再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときは、その効力を失う。

2 前項の規定は、認証された労働組合又は第十八条第一項各号に定める者が中央労働委員会に対して行う再審査の申立てについて準用する。

（再審査と訴訟との関係）

第二十八条 中央労働委員会は、第三十条第一項の訴えに基づく確定判決によつて都道府県労働委員会の救済命令等の全部又は一部が支持されたときは、当該救済命令等について、再審査することができない。

（再審査の手續についての準用）

第二十九条 第十八条第二項、第十九条（第二項を除く。）、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定並びに労働組合法第二十七条の二から第二十七条の八まで、第二十七条の十第三項から第六項まで、

第二十七条の十一、第二十七条の十八、第二十七条の二十四、第二十八条の二及び第三十二条の二から第三十二条の四までの規定は、中央労働委員会の再審査の手續について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

<p>第二十七条の二第一項第一号</p>	<p>法人である当事者の代表者</p>	<p>当該当事者である地方公共団体の長 その他の執行機関（執行機関として置かれる委員会の場合にあつては、当該委員会の委員）若しくは議会の議長若しくは当該当事者である地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合の役員</p>
<p>第二十七条の二第一項第四号</p>	<p>とき</p>	<p>とき又は事件について既に発せられ</p>

		<p>ている都道府県労働委員会の地方公務員の労働関係に関する法律第二十条第一項に規定する救済命令等に 関与したとき</p>
<p>第二十七条の六第二項第三号</p>	<p>第二十七条の十二第一項</p>	<p>地方公務員の労働関係に関する法律第二十一条第一項</p>
<p>第二十七条の七第二項</p>	<p>事業者の事業上の秘密</p>	<p>地方公務員の職務上の秘密</p>
<p>第二十七条の二十四</p>	<p>第二十二条第一項の規定により出頭を求められた者又は第二十七条の七第一項第一号 (第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)</p>	<p>地方公務員の労働関係に関する法律第二十九条において準用する第二十七条の七第一項第一号</p>
<p>第二十八条の二</p>	<p>第二十七条の八第一項(第二</p>	<p>地方公務員の労働関係に関する法律</p>

	<p>十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）</p>	<p>第二十九条において準用する第二十条の八第一項</p>
<p>第三十二条の二第一号</p>	<p>第二十七条の七第一項第一号 （第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）</p>	<p>地方公務員の労働関係に関する法律 第二十九条において準用する第二十条の七第一項第一号</p>
<p>第三十二条の二第二号</p>	<p>第二十七条の七第一項第二号 （第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）</p>	<p>地方公務員の労働関係に関する法律 第二十九条において準用する第二十条の七第一項第二号</p>
<p>第三十二条の二第三号</p>	<p>第二十七条の八（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）</p>	<p>地方公務員の労働関係に関する法律 第二十九条において準用する第二十条の八</p>
<p>第三十二条の三</p>	<p>第二十七条の八第二項（第二十七条の十七の規定により準</p>	<p>地方公務員の労働関係に関する法律 第二十九条において準用する第二十</p>



<p>第三十二条の四</p>	<p>用する場合を含む。）</p> <p>第二十七条の十一（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）</p>	<p>七条の八第二項</p> <p>地方公務員の労働関係に関する法律</p> <p>第二十九条において準用する第二十条の十一</p>
----------------	---	--

第二節 訴訟

（取消しの訴え）

第三十条 地方公共団体が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき又は中央労働委員会が救済命令等を発したときは、地方公共団体は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができる。この期間は、不変期間とする。

2 地方公共団体は、第二十七条第一項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の救済命令等に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第三項から第五項までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、認証された労働組合又は第十八条第一項各号に定める者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて準用する。

(緊急命令)

第三十一条 前条第一項の規定により地方公共団体が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した労働委員会の申立てにより、決定をもって、地方公共団体に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部若しくは一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

(証拠の申出の制限)

第三十二条 労働委員会が第二十四条又は第二十九条において準用する労働組合法第二十七条の七第二項に規定する物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかった者（審査の手續において当事者でなかった者を除く。）は、裁判所に対し、当該物件提出命令に係る物件により認定すべき事実を証明するためには、当該物件に係る証拠の申出をすることができない。ただし、物件を提出しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

## 第六章 あっせん、調停及び仲裁

### 第一節 通則

#### (関係当事者の範囲)

第三十三条 この章に規定する手続における関係当事者は、地方公共団体の当局及び認証された労働組合とする。

#### (特別調整委員)

第三十四条 労働委員会に、関係当事者の間に発生した紛争であつて第十二条第一項の規定に基づき団体協約を締結することができる事項に係るもの（以下「団体協約の締結に係る紛争」という。）に係る調停又は仲裁に参与させるため、中央労働委員会にあつては厚生労働大臣が、都道府県労働委員会にあつては都道府県知事が、それぞれ特別調整委員を置くことができる。

2 中央労働委員会に置かれる特別調整委員は厚生労働大臣が、都道府県労働委員会に置かれる特別調整委員は都道府県知事が、それぞれ任命する。

3 特別調整委員は、地方公共団体の当局を代表する者、職員を代表する者及び公益を代表する者とする。

4 特別調整委員のうち、地方公共団体の当局を代表する者は地方公共団体の長等の推薦に基づいて、職員を代表する者は認証された労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者委員（中央労働委員会にあっては、国家公務員担当使用者委員（国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員をいう。次条及び第四十条第二項において同じ。））及び労働者委員（中央労働委員会にあっては、国家公務員担当労働者委員（同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当労働者委員をいう。次条及び第四十条第二項において同じ。））の同意を得て、任命されるものとする。

5 特別調整委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

6 都道府県労働委員会の特別調整委員又は特別調整委員であった者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

7 特別調整委員に関する事項は、この法律に定めるもののほか、政令でこれを定める。

（中央労働委員会における事務の処理）

第三十五条 中央労働委員会が第三十七条第一項、第三十八条第三号及び第四号並びに第四十三条第四号の労働委員会の決議、第三十七条第二項の労働委員会の同意その他政令で定める労働委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第二節 あっせん

(あっせん員候補者)

第三十六条 労働委員会は、あっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。

2 あっせん員候補者は、学識経験を有する者で、この節の規定に基づいて、団体協約の締結に係る紛争の解決について援助を与えることができるものでなければならない。この場合において、当該労働委員会の管轄区域内に居住していることを要しない。

(あっせんの実施等)

第三十七条 労働委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又

は労働委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、労働委員会の会長が前条第一項に規定する名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は労働委員会の同意を得て労働委員会の会長が委嘱するあつせん員によって行う。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

4 あつせん員（労働委員会の委員及び地方調整委員である者を除く。）は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 都道府県労働委員会のあるあつせん員又はあつせん員であった者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

6 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条及び第十四条の規定は、第一項のあつせんについて準用する。

## 第三節 調停

### (調停の開始)

第三十八条 労働委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に調停を行う。

- 一 関係当事者の双方が労働委員会に調停の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて労働委員会に調停の申請をしたとき。
- 三 関係当事者の一方の申請により、労働委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
- 四 労働委員会が職権に基づき、調停を行う必要があると決議したとき。
- 五 地方公共団体の長（当該団体協約の締結に係る紛争の関係当事者の一方が地方公共団体の当局（当該地方公共団体に係るものに限る。）である場合に限る。）が、公益上特に必要があると認める場合において、労働委員会に調停の請求をしたとき。

### (労働委員会による調停)

第三十九条 労働委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によって行う。

### (調停委員会)

第四十条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、地方公共団体の当局を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員で組織する。ただし、地方公共団体の当局を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は公益委員（中央労働委員会にあっては、国家公務員担当公益委員）又は公益を代表する特別調整委員のうちから、地方公共団体の当局を代表する調停委員は使用者委員（中央労働委員会にあっては、国家公務員担当使用者委員）又は地方公共団体の当局を代表する特別調整委員のうちから、職員を代表する調停委員は労働者委員（中央労働委員会にあっては、国家公務員担当労働者委員）又は職員を代表する特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

（報告及び指示）



第四十一条 労働委員会は、調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

(労働関係調整法の準用)

第四十二条 労働関係調整法第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第一項から第三項まで及び第四十条の規定は、調停委員会及び調停について準用する。

第四節 仲裁

(仲裁の開始)

第四十三条 労働委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に仲裁を行う。

- 一 関係当事者の双方が労働委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて労働委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 三 労働委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が労働委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 四 労働委員会があつせん又は調停を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

五 地方公共団体の長（当該団体協約の締結に係る紛争の関係当事者の一方が地方公共団体の当局（当該地方公共団体に係るものに限る。）である場合に限る。）が、公益上特に必要があると認める場合において、労働委員会に仲裁の請求をしたとき。

（仲裁委員会）

第四十四条 労働委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によって行う。

2 仲裁委員会は、労働委員会の会長が公益委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員）又は公益を代表する特別調整委員のうちから指名する三人以上の奇数の仲裁委員で組織する。

3 仲裁委員会は、仲裁裁定を行ったときは、当該仲裁裁定の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

4 労働関係調整法第三十一条の三から第三十三条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び仲裁裁定について準用する。この場合において、同法第三十一条の五中「使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員」とあるのは、「地方公共団体の当局を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員

担当使用者委員）又は地方公務員の労働関係に関する法律第三十四条第一項に規定する特別調整委員及び職員を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当労働者委員）又は地方公務員の労働関係に関する法律第三十四条第一項に規定する特別調整委員」と読み替えるものとする。

（仲裁裁定の効力）

第四十五条 仲裁裁定があつたときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期間の定めのない団体協約が締結されたものとみなして、第十五条第三項及び第四項、第十六条並びに第十条の規定を適用する。

第七章 雑則

（中央労働委員会の管轄等）

第四十六条 中央労働委員会は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件の処理であつて、第五章第一節及び前章の規定に基づくものについて、優先して管轄する。

2 中央労働委員会は、第五条第五項及び第七項並びに第二十一条第一項の規定による都道府県労働委員会

の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもって再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができる。この再審査は、都道府県労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立てに基づいて、又は職権で、行うものとする。

3 中央労働委員会が第五章第一節及び前章に定める手続を行う場合において、認証された労働組合が労働組合でなくなったとき又は認証された労働組合について第五条第二項から第四項までの規定に適合しない事実があったときは、中央労働委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。

4 第五条第二項から第四項まで、第八項、第九項及び第十四項並びに第六条の規定は、前二項の規定により中央労働委員会が労働組合の認証に係る処分をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「公益を代表する委員（以下この項及び次項において「公益委員」という。）の全員」とあるのは「労働組合法第二十四条の二第一項に規定する合議体又は国家公務員の労働関係に関する法律第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員」と、「処分とする」とあるのは「処分とすることができる」と、「適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又

は七人」とあるのは「適當でないと認められる場合は、公益委員の全員」と、「行わせることができる」とあるのは「行わせる」と読み替えるものとする。

5 中央労働委員会は、第二項又は第三項の規定により認証を取り消したときは、その旨を当該認証をした都道府県労働委員会に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた都道府県労働委員会は、中央労働委員会が認証を取り消した旨を告示しなければならない。

6 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、この法律の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。

(行政手続法の適用除外)

第四十七条 この法律の規定により労働委員会がする処分(第五条の規定による処分を除き、第十九条第三項の規定により公益委員がする処分及び第二十条の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(審査請求の制限)

第四十八条 この法律の規定により労働委員会がする処分（第五条の規定による処分を除き、第十九条第三項の規定により公益委員がする処分及び第二十条の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。）又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（政令への委任）

第四十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、地方公務員法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号。以下「令和五年地方公務員法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 第六条並びに次条及び附則第七条の規定 令和五年地方公務員法改正法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条第一号ロ並びに第四条第二項及び第三項並びに附則第三条の規定 令和五年地方公務員法改正法の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(重要な行政上の決定を行う職員等の認定及び告示のための準備行為)

第二条 都道府県労働委員会は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、同日における第二条第一号ロ又は第四条第二項の規定による事務に関し必要があるときは、地方公共団体の長等に対し、資料の提出を求めることができる。

(労働組合の認証等に関する経過措置)

第三条 第五条第五項の規定による認証を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により、認証を申請することができる。

第四条 前条の規定により施行日前において認証を申請した登録職員団体(この法律の施行の際現に令和五年地方公務員法改正法第一条の規定による改正前の地方公務員法(以下「旧地方公務員法」という。)第五十三条の規定により登録されている職員団体をいう。次項及び附則第六条第一項において同じ。)は、施行日までに前条の規定による申請に対する処分がない場合には、施行日において、認証された労働組合

となるものとする。

2 前項の規定は、第二条第一号ロに掲げる者が加入する登録職員団体については、適用しない。

3 第一項の規定により認証された労働組合となったもの（次項において「移行認証労働組合」という。）の認証は、前条の規定による申請に対する処分があった日にその効力を失う。

4 前項の規定によりその認証が効力を失った移行認証労働組合が締結した団体協約は、当該認証が効力を失った日にその効力を失う。ただし、前条の規定による申請に対し当該移行認証労働組合が認証されたときは、この限りでない。

第五条 施行日までに旧地方公務員法第五十三条第九項又は第十項の規定により人事委員会又は公平委員会に対してされている届出は、当該人事委員会又は当該公平委員会の属する地方公共団体の主たる事務所を管轄する都道府県労働委員会に対してされた第五条第十項又は第十二項の規定による届出とみなす。

（労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けている職員

（当該職員の属する登録職員団体が、施行日において、第五条第五項又は附則第四条第一項の規定により



認証された労働組合になった場合に限る。）は、施行日において、第七条第一項ただし書の許可を受けたものとみなす。この場合において、同項ただし書の許可を受けたものとみなされた職員に係る当該許可の有効期間は、旧地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可の有効期間の施行日における残存期間とする。

2 旧地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する登録を受けた職員団体の業務に専ら従事した期間は、第七条の規定の適用については、同条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

3 第七条の規定の適用については、地方公務員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で地方公共団体の規則で定める期間」とする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整備)

第八条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。



## 理由

地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あつせん、調停及び仲裁等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。